

参考再回答書

淀江産業廃棄物管理型最終処分場
事業計画書に係る関係住民の再意見に対する参考再回答

平成29年8月

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

- ・参考再回答書：関係住民の皆様から再度提出していただいた参考回答書に対する御意見等について、再見解書とは別に、参考としてその回答をとりまとめたものです。

- ・参考回答書番号：参考回答書における通し番号（〔301〕～）を記載しています。

- ・分類：参考回答書における分類を記載しています。

- ・意見・回答：参考回答書に記載したものです（再意見等があったもののみ）。

- ・参考再回答書番号：提出された再意見ごとに、対応する参考回答書番号に枝番を付して記載しています（〔301-1〕～）。

- ・再意見：再意見書に記載されているとおりに転記しています。

- ・再回答：頂いた再意見に対し、センターの再回答を示しています。

※ 参考再回答書番号〔500-1〕以降は、センターの見解書、参考回答書に対する御意見ではないものについて記載しています。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[301]	事業主体変更	1, 事業主体が環境プラントから事業センターに変わった経緯、理由(住民、市民に納得がいくようなもの)が知りたい。	<p>・処分場の設置・運営に当たって、最も重要なことは安全性の確保と考えており、次の点を中心に安全性の確保を図ることとしています。</p> <p>①施設設備については、実績のある隣接の一般廃棄物最終処分場と同様に、国基準を上回る3重遮水構造及び逆浸透膜処理を含む高度な浸出水処理施設を設置</p> <p>②設置した各設備の適切な維持管理</p> <p>③契約前・受付・荷下ろしの各段階で厳正な搬入廃棄物の検査を実施</p> <p>・この役割分担として、事業主体が環境プラント工業の時には、①及び②については、一般廃棄物最終処分場の設置・維持管理により、同様の施設の運営に実績のある環境プラント工業が実施主体となり、搬入廃棄物の検査についてはセンターが実施することにより、一層の安全性を確保することとしていました。</p> <p>・このように、環境プラント工業とセンターが役割を分担することにより、安全・安心で安定的な設置・運営が可能と考えていましたが、事前説明会の中で地元住民の方から、環境プラント工業が民間事業者であることに由来する継続性への不安や安定的な施設・運営について意見が出されました。</p> <p>・このため、地域住民の皆様の将来にわたっての安全性の確保についての不安を払拭するという観点から、環境プラント工業の意見も聞いた上で、県が出資者となっている公益財団法人であるセンターが事業主体とすることに方針転換したものです。</p>	[301-1]	301)「最も重要なことは安全性の確保と考えており」ならばなぜ166のゼロリスクシステムの考え方に至らないのか?	・参考回答書[301]のとおり、安全性が確保できると考えています。
[306]	反対	(1)産廃最終処分場としての建設には反対です。	<p>・産業廃棄物の管理型最終処分場は、産業面だけでなく身近な生活で発生する廃棄物の処分場所として、県内にも必要な施設です。</p> <p>・当処分場は国基準以上の施設・設備を設置し、適切な維持管理を継続して行うことにより、安全・安心な施設となるように運営しますので、ご理解をお願いします。</p>			
[314]	契約・表記	【S.No.5】・前事業主体の環境プラントとコンサルタント名が表記された基本計画・設計図の図面フォームとなっていました。これまで、県・センターは環境プラントをサポートし、各報告書を作成も当然サポートされたことと思います。H26年補助金事業の「事業計画書」と同様に、事業主体者及びコンサルタントの社名を併記するのが一般的だと思いますが、どうでしょうか?	<p>・事業計画書の図面への委託業務を行ったコンサルタント名の表記は、必ずしも求められるものではありません。</p>	[314-1]	1. 左記見解ならば、エイト日技が作成した「事業計画書(案)」がほぼそのまま縦覧に供したと思われます(情報開示で入手済み)。エイト日技が作成した報告書では、官公庁・文献からの引用の出典は記載されている。しかし、エイト日技で実施した調査・解析以外からの他社報告書からの引用、特にCECの報告書は20冊以上あるのでどの報告書のどこから引用したのか、表・図・その他引用部分等の出典を明記する。これが報告書作成の基本である。	・参考回答書[321]前段のとおりです。
[315]	契約・表記	【S.No.5】・事業計画書センターの誰が作成したのか?	<p>・環境管理事業センターがコンサルタントに業務委託をし、その成果等を基に、センターが作成したものです。</p>	[315-1]	2. 意見書の回答になっていない。回答を求めます。	・参考回答書[315]のとおりです。
[316]	契約・表記	【S.No.5】・基本計画・基本設計はセンターが作成したのであれば、基本計画・基本設計の瑕疵に対する全責任はセンターがとることになるが、この理解でよろしいですね?H29/02/19の下泉の説明会、及びH29/01/06のセンターでの説明にて、事業センターは明言したことを再確認します。	<p>・事業計画についての責任はセンターが負うものです。</p>	[316-1]	3. 事業計画については全責任をセンターが負うものと理解しました。即ち、淀江産廃事業計画に関するコンサルタントが作成した「事業計画書」、その他報告書に対しても、最終決裁者であるセンターの理事長が負うものと理解します。	・事業計画書の作成者については参考回答書[315]のとおりであり、事業計画についての責任については参考回答書[316]のとおりです。
[317]	契約・表記	【S.No.6】・本来ならば、事業主体がコンサルに業務委託を行い、基本計画・基本設計・実施設計を実施するのは?	<p>・[315]と同じ回答です。</p>	[317-1]	1. 意見書(2)、S.No.6(3)と同じと理解します。	・参考回答書[315]のとおりです。
[318]	契約・表記	【S.No.6】・その計画瑕疵・設計瑕疵も全てコンサルタントに帰するものと思いますが、「事業計画書」の各図面には計画・設計者の企業名がない。	<p>・コンサルタント名の表記は[314]と同じ回答です。</p> <p>・業務を請け負ったコンサルタントは、委託契約上の発注者に対する責任は当然に負うことになります。</p>	[318-1]	2. 2-1了解。しかし最終決裁者であるセンターの理事長が負うものと理解します。	・責任については、参考回答書[316]及び[318]後段のとおりです。
[319]	契約・表記	【S.No.6】・事業センターは、「センターにて作成した。」と自治会説明会で説明、住民側専門家から技術関連の質問も全て理事長にすることに。事業センターが計画瑕疵・設計瑕疵のすべてを負うとの判断で、住民側へ説明したと理解する。	<p>・責任については[316]及び[318]後段と同じ回答です。</p> <p>・センターが作成した事業計画書に対する質問には、センターとして回答するものであり、理事長個人が回答するものではありません。</p>	[319-1]	2-2意見書(2)S.No.5(2)・(3)と同じ意見です。	・参考回答書[315]及び[316]のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[324]	予算	5. この事業に国の補助金はどれくらい出るのか？また、この事業で米子市はどのような利益を県から受けられるのか？これは米子市民として知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場整備に対する国の支援事業として、公共関与産業廃棄物処分場の施設整備に対し、交付金対象事業費の1/4を交付金により支援する制度があり、当処分場整備では、この支援事業を活用する予定です。 ・当処分場は、本県全体の環境保全と産業振興のために必要な施設として設置をお願いするものです。背景として、県内には委託可能な産業廃棄物管理型最終処分場が1箇所もなく、他県の施設に依存しており、近県の処分場の残余容量の減少、県外廃棄物の搬入規制等により処分先の確保が困難になるおそれがあり、県内で処分場を確保する必要があります。 ・米子市にとっての利益としては、将来にわたる産業廃棄物の適正な処理環境が整うことで、米子市民の生活環境の保全が図られます。また、米子市内には約7千もの事業者がおられますが、これらの事業者から管理型処分場で処分しなければならない産業廃棄物が発生する場合には、他県に依存することなく処分することが可能となるとともに、近距離の処分場での処分が可能となることから運搬費の負担が少なくなり、企業の安定的な経営と健全な発展に資するものと考えます。 ・また、米子市の企業誘致に当たっては、産業廃棄物の処分先が近距離の場所に安定的に確保されているということがアピールポイントになることから、企業進出の促進が期待されることと見られます。 	[324-1]	<p>324) 昔からの米子市民(大雑把に431号線以西、日野川以西)と約7000の企業の安定的な経営と健全な発展のために、新たに加わった米子市民である旧淀江町民は生活環境不安、健康不安、経済不安を被れという「地域差別」を感じざるを得ない。淀江町民には旧米子市民と同じ「生活環境の保全」という権利はないのか？淀江にはすでに民間の中間処分場、一廃処分場がありそれらの存在だけでも住民の負担は意見書を読んでも痛いほどわかる。これ以上にまだ負担を求める権利が県や市にあるのか？！！！！</p> <p>米子市の内々の声を推測すれば「ゴミ捨て場は淀江にある。淀江は二つもゴミ捨て場がつくられても何の文句も言わない、何もわかっていない扱いやすい地域だ。今回の産廃もいずれ作られるし、これをネタにどんどん企業を誘致して米子市にどんどん税金が入るようにするのだ。米子市は金がない。企業は金を入れてくれるが、高齢化率の高い地域は金を生まない。金を食う。だから他の土地利用を考えたのだ。県にもこれで貸しができたから企業誘致も優先するはずだ。」当たらずとも遠からずではないか？</p> <p>県の内々の声も推測してみた「米子市が懸案の産廃処分場を引き受けたことでやっかいなゴミ出し企業はすべて西部に誘致して、知事の足下はこぎれいな住民受けの良い食品企業等を誘致してゴミ捨ては西部、清潔な都市のイメージは東部が引き受ければ県行政としては問題ない。税金収入が増えるから米子市は文句は言わないだろう。」</p> <p>市という中域、県という広域の中で地域差別が行われていると想像する。このような想像をかきたてるほど、この度の計画は理不尽極まりないことが渦巻いている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び米子市に対する御意見ですので回答は差し控えます。
[325]	予算	6. 費用対効果分析が示されていない。費用対効果分析実施し関係住民を始め広く示すべきである。平成12年3月10日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長より各都道府県一般廃棄物処理主管部(局)長宛て文書によれば、「昨今、廃棄物処理施設整備事業を含み社会資本整備については、その執行手続きにおける透明性及び客観性の確保、効率性の一層の向上を図ることが強く要請されているところであり、このための具体的な着手前の費用対効果分析を有効と考えている。」と述べ、費用対効果分析を指導している。県・センターは、費用対効果分析について早急に関係住民を始め広く示すべきである。これについて県・センターの個別の見解を求めます。以上	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場設置の効果としては、県内企業の産業廃棄物の処分先が確保され廃棄物が適正処理されることによる生活環境の保全効果、廃棄物の運搬費の削減効果があるほか、県内への企業誘致の推進につながるという効果も期待されます。 ・建設費や維持管理費といった費用については、基本的には事業者からの処理料金でまかなうものですが、本施設については国の基準を上回る施設としていることから、これらの経費については国・県の支援を受けることとしています。このような考え方は、全国の例でも同様であり、本事業計画特有のものではないものと考えています。 ・なお、国の交付金申請に当たり必要な費用対効果分析は今後検討します。 	[325-1]	<p>県やセンターは、事業計画の作成や生活環境調査の実施前に事業の必要性、効率性、有効性の観点から費用対効果について分析を行い、その結果を地元住民に説明すべきである。それをしないで、県から各種の補助金の交付を受けながら進めてきたことは、税金の垂れ流しに直結する懸念がある。見解書の記述のように国の交付金申請時点で費用対効果分析をするのは、本末転倒であり、意味が無い。以上についての見解を示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果については、参考回答書[325]のとおりです。
				[325-2]	<p>なお見解書に「処分場設置の効果としては、県内企業の産業廃棄物の処分先が確保され廃棄物が適正処理されることによる生活環境の保全効果、廃棄物の運搬費の削減効果があるほか、県内への企業誘致の推進につながるという効果も期待されます。」と記述しているが、その根拠を示す客観的事実を示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場の設置により廃棄物の適正処理が推進され、生活環境の保全に寄与することは、一般的な考えです。また、運搬費については、県内設置により廃棄物の運搬距離が短縮されることが見込まれますので、削減効果があると考えます。さらに、企業誘致の推進については、県内排出事業者等の約8割が県内に処分場が必要と回答、との県の調査結果もあり、県内処分場の有無は、企業が進出する際の検討材料の一つだと考えます。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答																																			
[326]	予算	<p>【S.No. 4】 1. 平成24年1月26日の日本海新聞の報道の報道にありますように、事業センターはクローズ型のメリットを考慮してセンター主体でクローズ型を提案、環境プラントは「処理の質を落とさず管理体制を見直し、経費を当初案より数十億円圧縮した」という。この記名記事は、事業センターからの情報に基づき、作成されたものと思えます(記者はセンターへの聞き取りにより確認され報道記事にされているものと思えます)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">単位: 億円</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>配布資料</th> <th>建設工事費</th> <th>維持管理費</th> <th>維持管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.H24/02/21</td> <td>米子市全員協議会配布資料</td> <td>センター主体・47 <クローズ型> 環境プラ主体・42 <オープン型></td> <td>26</td> <td>73(除消費税)</td> </tr> <tr> <td>2.H27/02/21</td> <td>米子市全員協議会配布資料</td> <td>建設費・47</td> <td>26</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>3.H27/03/23</td> <td>米子市全員協議会配布資料</td> <td>建設費・42 借地料・6 計・48</td> <td>29</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>4.H28/11/14</td> <td>センター作成資料の「別案(区画割機壁無し)」</td> <td>建設工事費・46 借地料等・5 計・51</td> <td>35</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td><備考></td> <td colspan="4">H10mの擁壁290m、6m擁壁400mのコンクリートがなくなるのに約9億円も高くなるのか?(情報開示請求するも16億円以外の開示無し、70億円分はセンターで積算)</td> </tr> </tbody> </table>	単位: 億円					年月日	配布資料	建設工事費	維持管理費	維持管理費	1.H24/02/21	米子市全員協議会配布資料	センター主体・47 <クローズ型> 環境プラ主体・42 <オープン型>	26	73(除消費税)	2.H27/02/21	米子市全員協議会配布資料	建設費・47	26	75	3.H27/03/23	米子市全員協議会配布資料	建設費・42 借地料・6 計・48	29	77	4.H28/11/14	センター作成資料の「別案(区画割機壁無し)」	建設工事費・46 借地料等・5 計・51	35	86	<備考>	H10mの擁壁290m、6m擁壁400mのコンクリートがなくなるのに約9億円も高くなるのか?(情報開示請求するも16億円以外の開示無し、70億円分はセンターで積算)				<p>・(表中の備考) 今回の事業計画の47年間の総事業費は平成27年3月時点の事業計画と比較して約9億円の増額となっていますが、このうち建設費については約4億円の増額です。建設費の増額の理由については、擁壁の取り止め等での減額はありますが、埋立方式の変更による水処理量の増加による調整槽の規模拡大や水処理設備の能力向上、更に、資材や労務単価の増などにより、増額となったものです。</p>	[326-1]	<p>1. 左記の見解書は意見書(1)の回答になっていない。記名記事では「処理の質を落とさず管理体制を見直し、経費を当初案より数十億円圧縮した。」となっている。新聞報道によると、センターは「クローズ型」を推奨、環境プラントは「オープン型」を提案していた。環境プラントのオープン型は最終的に、「処理の質を落とさず管理体制を見直し、経費を当初案より数十億円圧縮した。」との報道である。意見書(1)の表は、センター発表の事業費の経緯を示したものである。H24年2月21日に米子市全員協議会にて配布され公表された差額は、「クローズ型」の総事業費に消費税5%を入れても、わずかに4.6億円の差額である。報道の数十億円の圧縮とは、全く嘘の情報を報道機関へ説明したものである。センターは、「オープン型」は、これまで1,700カ所の実績があるが、「クローズ型」は約70カ所である。」との最近の説明である。「クローズ型」はH10年代から建設されており設置箇所は、「オープン型」の比較して少ないが、新規建設の処分場では多分約半分ぐらいは「クローズ型」である。下記2.にて説明しているが、H22年・23年に作成された報告書に事業経済性を検討された「最終処分場収支検討委託報告書」が作成されていた。この2冊の報告書の情報開示を求めたが、非開示とされた。「センターに都合の悪い情報があるのではと？」推測する。意見書の回答を求めます。</p>	<p>・当時の新聞記事の内容については、センターではコメントできません。 ・センターの文書開示については、請求された文書について、センターの規定に照らし開示・非開示等を決定しており、今後も適切に運用します。</p>
単位: 億円																																									
年月日	配布資料	建設工事費	維持管理費	維持管理費																																					
1.H24/02/21	米子市全員協議会配布資料	センター主体・47 <クローズ型> 環境プラ主体・42 <オープン型>	26	73(除消費税)																																					
2.H27/02/21	米子市全員協議会配布資料	建設費・47	26	75																																					
3.H27/03/23	米子市全員協議会配布資料	建設費・42 借地料・6 計・48	29	77																																					
4.H28/11/14	センター作成資料の「別案(区画割機壁無し)」	建設工事費・46 借地料等・5 計・51	35	86																																					
<備考>	H10mの擁壁290m、6m擁壁400mのコンクリートがなくなるのに約9億円も高くなるのか?(情報開示請求するも16億円以外の開示無し、70億円分はセンターで積算)																																								
[327]	予算	<p>【S.No. 3】 1. 県・センターはH25/4月、産廃計画地で漏水が生じた場合のその拡散範囲と「小波上の泉」までの地下水の到達時間・その拡散範囲を検証するため、地下水3次元浸透流解析が必要と判断し、「H25年度地下水流向等調査委託業務契約」を締結、H25/6月版(案)にその結果を記載した。更に福井水源への影響が危惧され、平成26年/5月「H26年度地下水流向等調査委託業務契約」を締結した。事業センター及びエイト日技は、この経緯・事実を充分認識し、別案検討業務の見積り書を提出している(別案検討:2,500万円、地質調査520万円、地下水3次元解析880万円:総額3,900万円の見積り書:27年9月の県議会で補正予算の承認)。</p>	<p>・平成27年度予算要求時においては、センター案の構造が決定しておらず、想定として地下水3次元解析にも対応できるようにしていたものです。 ・なお、平成25年度の地下水3次元解析は、通常の生活環境影響調査より広い範囲において、仮に浸出水が漏えいした場合の影響範囲等を推定するために実施したものです。また、平成26年度の地下水流向等調査は、事業計画地直下を流れる地下水の流向を把握し、福井水源地への影響がないことの確認などをしたものであり、いずれの調査も住民の皆様のご不安を解消することを目的としたものです。</p>	[327-1]	<p>1. 左記の回答は、意見書の回答となっていない。産廃計画地区から「小波上の泉」までの地下水の到達時間(年数)の地下水3次元解析(約2,400万円の調査費を支払い済み)で、8~10年、4,000年、60年とただ数値の羅列を行っているのみで、「いずれの調査も住民の皆様のご不安を解消することを目的としたものです。」との美辞麗句を並べても、その結果が全く無意味なことを示している。鳥大の吉谷名誉教授の指摘にもあるように「汚染水された地下水が淀江盆地へ流入する方向をたどることは少しも否定できない。」と見解を述べておられる。住民側専門家もシミュレーションの境界条件の設定・その範囲の設定等の技術項目を明確にするために、H26年4月以降技術会議の開催を度々(新しい報告書が開示される度:9回)要求しているが、全く開催されていない。センターは何を躊躇して技術会議を開催しないのか?何も躊躇することはない。</p>	<p>・小波上の泉までの地下水の到達時間については参考回答書[359]⑧のとおりであり、無意味なものではないと考えています。 ・技術的事項についても、事業計画の説明会において御意見や御質問があり、その場で回答していますし、意見書に対する見解書としてセンターの考えをお示しし、更に当該見解書に対する再意見に対しても再見解をお示ししていますので、会議の開催までは考えていません。</p>																																			
[328]	予算	<p>【S.No. 3】 2. エイト日技の環境影響調査にはこの地下水調査結果がどの報告書にも記載されていない。事業センター・県は、廃掃法に従い、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の「地下水調査・解析」編に基づき、地下水3次元解析が必要と判断し、H25年度・H26年度地下水流向等調査(2年度分総額:2,400万円)を実施したので、その必要性は充分認識していた。従って、予算手当のための見積り880万円を予算化したのは明白です。しかし、この地下水3次元解析を実施しておれば、生活環境影響調査にはその結果が必ず記載されるが、縦覧中の「事業計画書」には全くない。契約は別案検討(H27/10/03:2,311.2万円)、第1回変更で地質調査・地下水3次元(27/01/04:1,254.2万円)、第2回変更で増額(変更日は情報開示待ち:金額は開示済みで277.2万円)の総額3,842.6万円の最終支払いを行っている。事業センター・県はH25・H26年度に3次元解析が必要で、その解析で最も重要な透水係数の設定が、エイト日技の審査検討結果にもあるように誤りであると認めたが故に、地質(現場透水試験も含む)・地下水3次元解析委託業務1,400万円を含む総額3,900万円がH27年9月の県議会で承認された。</p>	<p>・[327]と同じ回答です。</p>	[328-1]	<p>2. 左記回答[327]は、意見書(1)の回答になっておりません。事業センター・県はH25・H26年度に3次元解析が必要で、その解析で最も重要な透水係数の設定が、エイト日技の審査検討結果にもあるように誤りであると認めたが故に、地質(現場透水試験も含む)・地下水3次元解析委託業務1,400万円を含む総額3,900万円がH27年9月の県議会で承認された。S.No.19に意見書で「原位置試験(現場透水係数など)の数値算出過程までのチェックは実施していない。」との記載となったのか、その生データに問題があり透水係数の算定に問題ありと判断したためと推察する。S.No.20に意見書「H26-No.1,H26-No.2の現場透水試験(JIS 1314):試験方法に問題はなかったのか?試験結果報告書をチェックする必要がある(ボーリング孔の崩壊、ポンプの逆止弁の不備、地下水位の急激な変動、透水係数算定時の地下水位と平衡水位の関係等々)」の回答がない。H27/3月版の「エイト日技が採用している、特に回復法の現場透水試験データシート」をチェック願います。その結果を開示を求めます。</p>	<p>・透水係数については、参考回答書[358]⑥のとおり妥当な設定であると考えています。 ・現場透水試験の方法については参考回答書[382]のとおりです。</p>																																			
[329]	予算	<p>【S.No. 3】 3. しかし、「事業計画書」には、3本のボーリング結果の柱状図が地質断面への投影図さえ記載されていない。また、エイト日技の指摘した透水係数についても情報開示された報告書及び「事業計画書」にもない。更に1.項に説明したが、その調査結果・解析結果の記載がないのに、予算額の98.5%の支払いを完了している。これは、事業センター理事長の事業センターに対する背任的行為ではないかと思われる。事業センター・鳥取県にこの回答を求める。</p>	<p>・別案検討委託業務において予算額のほぼ全額を執行したのは、地元自治会及び県からの要望・意見を受け、騒音・振動等の調査を追加で実施したこと等により委託費が増となったものです。地下水の3次元解析は行っていませんが、業務に必要な経費を適切な契約等の手続きを経て受注業者に支払ったものであり、背任的行為はありません。</p>	[329-1]	<p>3. なぜ、現場透水試験、3次元解析を実施しなかったのか、再度その理由を求めます。事業主体が変更になるのとの理由により、CECが作成した報告書の審査・検討を開始し、開始後約1カ月で別案検討の中で現場透水試験も含む地質調査、地下水調査・解析の見積り(1,400万円)を提出、H27年9月県議会の補正予算で承認された。地下水3次元解析は事業計画書作成には不必要であり、実施しなかった。地下水解析の透水係数の設定で、エイト日技は鋭い指摘をして、問題があることを熟知しており、上記の「別案検討」の提案でつたと理解した。なぜ、この重要な項目の調査・解析を実施しなかったのか?エイト日技にその回答を求めます。</p>	<p>・センターの事業計画において現場透水試験を実施しなかった理由は、参考回答書[380]のとおりです。 ・当処分場の地下水に係る生活環境影響調査において3次元解析を実施していない理由は、定性的手法により検証したためです。</p>																																			

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[330]	予算	【S.No.3】4. エイト日技の指摘のように、この地下水三次元解析が生活環境影響調査に必要なと判断したのならば、事業センター・県は地下水専門家のアドバイスを受けながら、地下水三次元解析が必要だと判断し、H25年度・H26年度地下水流向等調査業務を事業センターはCECと直接契約を行い、業務を実施した。エイト日技の指摘のように、不必要ならば、この総額約2,400万円は不必要な調査・解析を実施したことになる。また、エイト日技は、地下水調査に問題があることを熟知して、総額3,900万円の見積書を提出している。地質調査の現場透水試験、地下水三次元解析を行っていないから報告書に記載出来ない。エイト日技の地質調査・地下水三次元解析の1,400万円の見積りがあり、エイト日技自身で矛盾したことを行っている。	・[327]、[329]の回答のとおりであり、エイト日本技術開発が矛盾したことを行っているとは考えていません。	[330-1]	4. 意見書(2)S.No.67(2)を参照。回答[327]、[329]の意見書(1)の回答になっていない。H20~22年のCECが実施した生活環境影響調査には二次元地下水解析が実施されたが、H24年4月の契約書には記載もれであった。センターはH25年6月版報告書(案)の提出直前のH25/4/8に三次元地下水解析の契約をCECと直接行い、その結果をH25年6月版報告書(案)に掲載している。環境プラントはH20年から環境影響調査には地下水解析が必要であると認識していた。この産廃計画地には、下流に飲料水源地である「小波上の泉」、米子市水道局の「福井水源」の上流に位置するため、生活環境影響調査の一環として、浸出水が地下水に混入した場合の影響の検証のために実施した。報告書は杜撰なもので、全く地下水報告書と言えないものであった。エイト日技は、特に地下水解析で重要なインプットとなる帯水層の透水係数に疑義を持ち鋭い質問をおこない、地下水調査・解析を提案した。これは、生活影響調査に必要なもので、H25/H26年度実施の地下水流向等調査の実施となつたはずである。この回答を再度求めます。	・三次元解析を実施した経緯、及び平成27年度の予算要求については参考回答書[327]のとおりです。
[331]	予算	【S.No.3】また事業センターは最終検査を完了し、実施していない調査・解析項目があるのに総予算3,900万円のほぼ予算額に近い3,842.6万円(98.5%)の最終支払い完了したのか?事業センター及びエイト日技にそれらの回答を求めます。	・[329]と同じ回答です。	[331-1]	5. 回答[329]の意見書(1)の回答になっていない。何故、H27/7月の別案検討の見積書に地質(現場透水試験を含む)、地下水調査・解析(3次元解析)が積算されていたのに実施しなかったのか?この時点で、「審査・検討業務」で最も疑義のある項目が地下水調査・解析であった。[329]で「地元自治会及び県からの要望・意見を受け、騒音・振動等の調査を追加で実施したこと等により委託費が増となった。」との説明で、1,254万円の増額となっている。H28/5月提出された報告書は、騒音・振動の測定各1回(1日)のみで、10頁の測定結果を記載する報告書である。その報告書に添付されている調査状況写真6枚(3頁)は黒塗りで非開示である。現場の調査状況写真さえ開示できない。これが1,254万円である。どのような変更契約の積算を実施したのか不明である。この時点で最大の問題は地下水調査・解析の結果である。騒音・振動については大きな問題提起はされていなかったのに、騒音・振動に1,254万円もの増加を認め、重大問題となっている地下水調査・解析を実施しなかったのか?最終決裁者のセンター理事長に回答を求めます。	・平成27年度に現場透水試験を実施しなかった理由は参考回答書[380]のとおりです。 ・別案検討業務で三次元解析を実施しなかった理由は参考再回答書[329-1]後段のとおりです。 ・別案検討業務の変更契約については、参考回答書[329]のとおりです。
[332]	予算	【S.No.24】①県・センターはH25/4月、産廃計画地で漏水が生じた場合のその拡散範囲と「小波上の泉」までの地下水の到達時間・その拡散範囲を検証するため、地下水3次元浸透流解析が必要と判断し、「H25年度地下水流向等調査委託業務契約」を締結、H25/6月版(案)にその結果を記載した。更に福井水源への影響が危惧され、平成26年/5月「H26年度地下水流向等調査委託業務契約」を締結した。事業センター及びエイト日技は、この経緯・事実を充分認識し、別案検討業務の見積り書を提出している(別案検討:2,500万円、地質調査520万円、地下水三次元解析880万円:総額3,900万円の見積り書:27年9月の県議会で補正予算の承認)。	・[327]と同じ回答です。	[332-1]	1. 左記の回答[327]・[329]は意見書(1)S.No.24①・②・③の回答になっていない。また、H25年度の調査・解析は、透水係数の設置の重大ミスある値を使用し解析、H26/3月末、提出された。S.No.20の表にあるように、地下水調査・解析の報告書であるとは思えない。ただ、数値を変えてコンピューターの3次元解析を実施し、到達時間を算定したのみで、結果の考察は全くない。到達時間は(8年)、(-)、(8年)、(4,000年)、(57年)と数字の羅列である。8年と4,000年では500倍のひらきである。このような500倍も違うような調査結果をセンターは疑問に思わないのだろうか?透水係数の算定でダルシーの法則を知らず、 $v=k$ (流速=透水係数)に対して西垣教授の意見を求めて岡山まで出張のだから!!!	・到達時間については、参考回答書[359]⑧のとおりです。
[333]	予算	【S.No.24】②エイト日技の環境影響調査にはこの地下水調査結果がどの報告書にも記載されていない。事業センター・県は、廃掃法に従い、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の「地下水調査・解析」編に基づき、地下水三次元解析が必要と判断し、H25年度・H26年度地下水流向等調査(2年度分総額:2,400万円)を実施したので、その必要性は充分認識していた。従って、予算手当のための見積り880万円を予算化したのは明白です。しかし、この地下水三次元解析を実施しておれば、生活環境影響調査にはその結果が必ず記載されるが、縦覧中の「事業計画書」には全くない。契約は別案検討(H27/10/03:2,311.2万円)、第1回変更で地質調査・地下水3次元(27/01/04:1,254.2万円)、第2回変更で増額(変更日は情報開示待ち:金額は開示済みで277.2万円)の総額3,842.6万円の最終支払いを行っている。事業センター・県はH25・H26年度に三次元解析が必要で、その解析で最も重要な透水係数の設定が、エイト日技の審査検討結果にもあるように誤りであると認めたが故に、地質(現場透水試験も含む)・地下水三次元解析委託業務1,400万円を含む総額3,900万円がH27年9月の県議会で承認された。	・[327]、[329]と同じ回答です。	[333-1]	2. センターは産廃処分場候補地の選定基準をH15年に作成し、その条件の中で候補地の下流に、既存飲用水源地・飲用水源地計画がない地区としていた。しかし、兼・センターは、産廃計画地の下流には「小波上の泉」、米子市水道局の「福井水源」があり、生活環境影響調査に必要であると判断し、追加地下水調査・解析を実施したものである。ただ単に住民の不安解消を目的とするとのことだが、このような報告書を誰が信じるのですか、逆に不安と材料を提供したことになります。こんなセンター任せて大丈夫なのかと大いに疑問視せざるを得ない。センターはセンター自身で $v=k$ が判断できなくて、地下水の日本の第一人者西垣教授に地下水の基本の基本であるダルシーの法則について意見聴取行ったなど信じられない出来事です。鳥取県には優秀な土木技師・農業土木技師・地質専門家の技官が多数採用されている。センターは、岡大の西垣先生に意見聴取を求める前に県職員に相談しなかったのか?鳥取県の恥さらしである。	・参考回答書[358]⑥のとおり、設定した透水係数は妥当であったと考えています。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[334]	予算	【S.No. 24】③しかし、「事業計画書」には、3本のボーリング結果の柱状図が地質断面への投影図さえ記載されていない。また、エイト日技の指摘した透水係数についても情報開示された報告書及び「事業計画書」にもない。更に①項に説明したが、その調査結果・解析結果の記載がないのに、予算額の98.5%の支払いを完了している。これは、事業センター理事長の事業センターに対する背任的行為ではないかと思われる。事業センター・鳥取県にこの回答を求める。	・ [329] と同じ回答です。	[334-1]	3. エイト日技は、CECの実施した地質・地下水調査及びその解析に多くの疑義を持ち、CECの誤りであると判断したと推測するが、土質区分の分類、地下水解析で最も重要な透水係数についても「別案検討業務」で地質・地下水調査で実施するとの提案であり、センターもその提案を認識していた。その結果は本事業計画に記載されるべきです。全く記載されていないのに、予算額の支払いを受けている。何故か？センター・エイト日技に回答を求めます。	・参考回答書 [358] ⑥のとおり、設定した透水係数は妥当であったと考えています。 ・別案検討委託業務の変更契約については、参考回答書 [329] のとおりです。
[335]	予算	【S.No. 24】④地質調査・地下水三次元解析は、H28/2/4に第一回変更契約を行い、H28年10月に最終検査を終え、最終支払いも完了している。しかし、地下水三次元解析は「事業計画書」の⑮「生活環境調査結果書」には全くその結果の記述はない。センターに説明を求める。背任的行為であると思われる。	・ [327]、[329] と同じ回答です。	[335-1]	4. 回答[327]、[329]は左記回答になっていない。ただ単に住民の不安解消を目的とするとのことだが、このような報告書を誰が信ずるのですか、逆に不安と材料を提供したことになります。	・地下水三次元解析の目的は、参考回答書 [327] 後段のとおりです。
[336]	予算	【S.No. 68/5-6-39、5-6-40】地質調査、地下水調査・解析が全く記載されていないのに、予算額はほぼ満額の支払いを受けている。何故か？事業センターに回答を求める。	・ [329] と同じ回答です。	[336-1]	2. 意見書(2)S.No. 4(6)に述べているように、左記の回答[329]では、「地元自治会及び県からの要望・意見を受け、騒音・振動等の調査を追加で実施したこと等により委託費が増となった。」との説明で、1,254万円の増額となった。」とのことである。H28/5月提出の報告書は、騒音・振動の測定各1回(1日)のみでその解析結果は記載されていない、10頁のその報告書に添付されている調査状況写真6枚(3頁)は黒塗りで非開示である。現場の調査状況写真さえ開示できない。これで1,254万円の増額となったとは、信じられないことです。意見書(1)S.No. 3-3を参照願います。 ・この時点で最大の問題となっていたのは地下水問題である。岡大の西垣教授、鳥大の吉谷名誉教授・北村名誉教授の地下水3専門家の見解で次のように述べられている。西垣教授・北村名誉教授は「CECの $v=k$ は誤りであり」、吉谷名誉教授は「計画地の地下水は福井水源の淀江盆地へ流入する方向をたどることは少しも否定できない。」との見解である。自治会住民はH26/2月以降、地下水調査・解析に問題ありと指摘し、またエイト日技もH28/3月、「審査・検討報告書」にて特に透水係数の設定に対して鋭い指摘してきた。この地下水問題の解決することなく、地下水調査・解析予算を、上記騒音・振動等の調査を追加の7頁の調査報告書に1,254万円を支払って、完了した。」とのセンターの回答である。センターは何を考えているのか理解しがたい。	・参考回答書 [329] のとおりです。
[337]	予算	【S.No. 69/5-6-41】③エイト日技は、CECの作成した報告書の審査検討業務にて、その必要性を十分に認識し、別案検討業務の見積書を作成した(別案検討約2,500万円、地質調査約520万円、地下水三次元解析約880万円)。これに基づきセンターは、総額3,900万円を予算化。契約変更も含めれば予算額の満額に近い総額3,843万円の最終支払いを完了したのに、何故、解析結果が「事業計画書」に記載されていないのか？	・ [327]、[329] と同じ回答です。	[337-1]	3. 回答[327]、[329]は左記の意見書(1)の回答になっていない。センター・県はH25・H26年度に三次元解析が必要で、その解析で最も重要な透水係数の設定が、誤りであるとエイト日技の審査検討結果で指摘された。センター・エイト日技が誤りであると認めたが故に、地質(現場透水試験も含む)・地下水三次元解析委託業務1,400万円を含む総額3,900万円がH27年9月の県議会承認された。しかし、その調査・解析を実施しなかった。	・三次元解析を実施した理由は、参考回答書 [356] ①②のとおりです。 ・平成27年度の委託費については、参考回答書 [327] 前段及び [329] のとおりです。
[338]	予算	【S.No. 69/5-6-41】④エイト日技は、(3)2)の第5パラにて、「本事業の実施により下流側の地下水への影響は軽微と考えられ、地下水流動及び水位低下による利水影響を与えることはないことから、生活環境の保全上の目標との整合性ははから整合性は図られているものと評価する。」との判断である。従い、地下水三次元解析は実施していないとの理解で良いか？	・平成27年度には三次元解析は実施していません。	[338-1]	4. なぜ、最大の懸案となっていた地下水調査・解析をしなかったのかその理由を求めます。エイト日技はCECの「浅い地下水」の3次元解析について左記の回答である。しかし、この3次元解析は、「深い地下水」の3次元解析である。H25/H26年度の地下水調査は、CECがH25/6月版(案)に目的を明確に述べている。この3次元解析は生活環境影響調査の一環として実施されたことを記載している。	・三次元解析を実施した理由は参考回答書 [356] ①②のとおりです。 ・今回三次元解析を実施していない理由は、参考再回答書 [329-1] 後段のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[339]	予算	【S.No. 69/5-6-41】地下水三次元解析・地質調査の現場透水試験等、CECの報告書の審査・検討業務にてエイト日技が指摘してきた透水係数の設定に対する鋭いコメント、H26年度地下水流向等調査業務報告書(38頁)にて指摘した「数値算定過程までのチェックはせず。」との記載。何故チェックしないのか、数値算定過程に問題があり、現場透水試験も含む地質調査にて実施するとの別案検討業務の見積書となっているのではないのか？そして、CECの報告書にて指摘した地質調査(現場透水試験)・地下水三次元解析等、重要な調査業務があるのに、これを実施せず予算のほぼ満額の支払いを受けていることは、エイト日技・センターの詐欺的行為、又はセンターに対する理事長の背任的行為と思われる。	・ [327]、[329]と同じ回答です。	[339-1]	5. 県議会の補正予算まで申請して、最大の懸案事項であった地下水調査・解析の予算の承認を得たが、実際の調査・解析を行わず(約880万円+現場透水試験費用:総額920~950万円)、H28/5月提出の報告書は10頁のみで、騒音・振動の測定各1回(1日)のみで、10頁の報告書で1,254万円の支払いである。この時点で最大の問題は地下水調査・解析の結果である。騒音・振動については大きな問題提起とはなっていないかったのに、これを実施し1,254万円も支払い、重大問題となっている地下水調査・解析を実施しなかったのか?最終決裁者のセンター理事長にその回答を求めます。 5.1意見書(1)S.No.20に「H26-No.1, H26-No.2の現場透水試験(JIS1314):試験方法に問題はなかったのか?試験結果報告書をチェックする必要がある、疑問点として①透水係数測定区間も帯水層内の1.0m区間、②ボーリング孔の崩壊、③ポンプの逆止弁の不備、④地下水位の急激な変動、⑤掘削孔側面とパイプとシール/パッカー(CECは密着掘りを実施との説明)、⑥算定地下水位と平衡地下水位差等々疑問点としてが考えられる。しかし、その回答がない。H27/3月版の「エイト日技が採用している、特に回復法の現場透水試験データシート」をチェックし、その回答を求めます。 5.2県・センターは、H25/26年度に3次元解析のため、約2,400万円のコンサルタント委託費を支払っている。生活環境影響調査に必須であると判断し、環境影響評価の一部として3次元解析を実施したので、矛盾している。ここに至り「それは住民のみなさまの不安を解消することが目的でした。」と回答である。それではなぜH25年/26年の地下水解析を2,400万円も支払って実施した。」報告書の解析結果、意見書(1)S.No.20の地下水到達年が、8年、8年、4,000年、57年とあり、8年と4,000年では500倍の違い、報告書ではない、その解析は非常に杜撰なものであった(S.No.19, No.20の見解書を参照)。これはセンターが技術審査を実施することなく、名目上の完成検査を終了したこと起因したセンターの大きなミスである。H25年・H26年地下水流向調査は、生活環境調査項目に必要なとの判断で、センターとCECと直接契約を行い、その結果をH26年3月の最終報告書の生活環境影響調査書に記載してきた。その報告書も、岡大の西垣教授に透水係数の算定でミスを指摘され、またエイト日技は「審査:検討報告書」にて誤りを指摘してきた、杜撰な地下水調査・解析報告書であった。センターに対する背任行為に当たるのではないかと思います。	・今回三次元解析を実施していない理由は、参考再回答書[329-1]後段のとおりです。 ・平成27年度委託業務の変更契約については、参考回答書[329]のとおりです。 ・現場透水試験については参考回答書[382]の回答のとおり、問題ないものと考えています。 ・当事業計画において設定した透水係数は、室内透水試験を含む複数の視点により設定し、危険側という視点から最大値を採用しており、妥当であるものと考えています。
[340]	開発協定	(2)開発協定を遵守し、一般廃棄物処分場第Ⅲ期計画地として使用すべきです。	・一般廃棄物処分場の整備については、鳥取県西部広域行政管理組合が所管しておられ、いわゆる第Ⅲ期計画については正式に決定したのではなく、現在、別途次期処分場を検討中とお聞きしています。 ・一般廃棄物処分場に係る協定については、当事者である環境プラント工業と米子市の合意があれば変更できるものと考えています。米子市の意向も踏まえ、事業計画を十分説明し、条例手続きの状況を見ながら協定の変更をお願いしたいと考えています。	[340-1]	①環境プラントが、開発協定により一般廃棄物最終処分場の建設義務を負っている。Ⅲ期計画地は、環境プラントが開発協定の規定に基づき、旧淀江町に同意願いを提出し、旧淀江町は同意しており、これによりⅢ期計画地は開発協定の適用範囲となっている。 なおこの同意願いには「当処分場建設にあたり当初より、谷全体を埋立てる計画で進んでおりⅠ期工事、Ⅱ期工事に伴う変更工事の準備も整いました。残るⅢ期工事については、県道建設等のからみもある為、実計画が出来ない状況にあります。Ⅲ期計画に着工出来る状況が整った時点で、申請手続きを行いたいと考えております」と記述している。 環境プラントが、上記の事実に見えつくり、且つ開発協定の遵守義務に違反をして、産廃に手を挙げた時点で、県・センターは、環境プラントに対し協定の義務違反及び協定で定める用途に反することに関し、コンプライアンスを遵守する観点から質すべきである。質したか否か示されたい。質していれば、環境プラントの反応がどうであったのか示されたい。センターが質さなかったのであれば、その理由を示されたい。	・開発協定については参考回答書[340]のとおりです。 ・また、環境プラント工業、センターとも産廃処分場設置のためには開発協定の変更が必要であると認識していました。
				[340-2]	②センターは、環境プラントが旧淀江町に対する同意願いの前述の記載内容に反して産廃に手を挙げたこと、また米子市との開発協定を自己都合で破る企業であるにも係らず信頼に値する企業として共同して産廃に取り組むことを決定したその判断について説明されたい。	・環境プラント工業は産業廃棄物処分場設置のためには、開発協定の変更が必要であると認識していました。環境プラント工業が開発協定に違反した事実はありません。
				[340-3]	③米子市は、平成28年1月策定した第3次一般廃棄物処理基本計画の中で「減量化により埋立完了は約10年後と見込まれており、現在の最終処分場の埋立て完了に伴う次期最終処分場の確保が大きな課題となっている。」と述べている。 このように米子市の一般廃棄物最終処分場の確保が急がれる中で、開発協定を変更ができると考える根拠を示されたい。	・参考回答書[340]のとおりです。
[347]	開発協定	(1)産廃最終処分場としての建設には反対です。平成9年に変更された開発協定の一般廃棄物最終処分場第Ⅲ期計画地は、開発協定書を遵守し、一般廃棄物最終処分場第Ⅲ期として建設すべきです。	・ [340]と同じ回答です。	[347-1]	(1)産廃最終処分場としての建設には反対です。平成9年に変更された開発協定の一般廃棄物最終処分場第Ⅲ期計画地は、開発協定書を遵守し、一般廃棄物最終処分場第Ⅲ期として建設すべきです。	・参考回答書[340]のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[348]	開発協定	<p>4. 米子市及び環境プラントは、現行の開発協定を順守すべきである。県・センターは、米子市に対し開発協定の改定について圧力をかけるべきでない。開発協定（資料2）第1条において、環境プラントが西部広域行政圏（人口24万人）の一般廃棄物最終処分場を建設することを定めている。そして第4条において土地の用途を一般廃棄物最終処分場に制限している。平成28年7月16日開催された小波上自治会に対する事前説明会では、県、センターは「開発協定締結の当事者が合意すれば改訂できる」と説明した。開発協定は官対民の「行政契約」であり開発協定で定めた行政目的の実現を犠牲にする改訂はできるものではない。</p> <p>産廃計画地は、開発協定に基づき環境プラントが旧淀江町から同意（平成9年10月23日付）を得た一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画地と重複する。（資料3～6）</p> <p>現在の一般廃棄物最終処分場は後10年程度で満杯となると言われており、環境プラントは、次なる一般廃棄物最終処分場としてⅢ期計画の実現を図る義務がある。</p> <p>県、センターは開発協定の存在を了知しながら、米子市に対し開発協定の改定し、米子市有地を産廃用地とするよう迫っている。（平成28年3月25日 センターと米子市の協議）</p> <p>喫緊に必要な西部広域行政圏24万人の次なる一般廃棄物最終処分場計画に支障となる産廃計画を進める県・センターのやり方は横暴である。</p> <p>以上について県・センターの見解を個別に求めます。</p>	<p>・一般廃棄物最終処分場に関する開発協定に関しては、[340]の回答のとおりであり、センターが米子市に対し開発協定の改定について圧力をかけている事実はありません。</p> <p>・また、協定の内容を変更する場合には、米子市は行政機関として適切な手続き、手順を踏まれるものと考えます。</p>	[348-1]	<p>見解書は、開発協定が行政契約であり、協定の目的から考えて改正できないとの意見書の指摘について、無回答である。</p> <p>開発協定は、環境プラントが西部広域行政圏（人口約24万人）の一般廃棄物最終処分場を建設することを定めている行政契約である。行政契約は契約の当事者が合意すれば改定できる一般の私的契約と異なり、民法上の契約原理をそのまま当てはめて改定できないことは、通説・定説である。改定できると判断している法的根拠を示されたい。</p>	<p>・一般廃棄物最終処分場に関する開発協定に関しては参考回答書[340]のとおりです。</p>
				[348-2]	<p>見解書は「センターが米子市に対し開発協定の改定について圧力をかけている事実はありません」と記述しているが、開発協定で定める西部広域行政圏の次なる一般廃棄物最終処分場計画地を反古にし、産廃とすることを米子市に要請していることは、圧力そのものである。これに対する見解を示されたい。</p>	<p>・参考回答書[348]前段のとおり、センターが米子市に圧力をかけている事実はありません。</p>
				[348-3]	<p>また、見解では、「協定の内容を変更する場合には、米子市は行政機関として適切な手続き、手順を踏まれるものと考えます。」と記述しているが、これは行政契約は、改定できるという希望的観測かまたは単なる願望ではないか。希望的観測や願望でないなら、その具体的根拠を示されたい。</p>	<p>・参考回答書[348]後段のとおり、米子市は行政機関として、法令等を遵守し、適切に業務を執行されることは当然だと考えます。</p>
[349]	開発協定	<p>【S.No.1】 1. H4年に旧淀江町と環境プラントは、淀江第2不燃物最終処分場の建設について開発協定書（H4年5月21日）を締結した。H8年2月9日に開発協定当事者である旧淀江町及び環境プラント、そして立会人として淀江土地改良組合及び西部広域行政管理組合の4者にてⅢ期計画地の確認を公文（添付地図あり）にて行い、旧淀江町及び環境プラントは、H9年8月28日付の開発計画書変更を行った。同日に、環境プラントはⅢ期計画地分申請に先立って覆土置場用地として開発面積の追加申請の「変更開発事業実地計画書」を提出し、旧淀江町の承認を得た。開発協定を遵守して、この実地計画書の中で環境プラントは、「残るⅢ期工事については、県道建設等のからみもある為、実計画が出来ない状況にあります。Ⅲ期計画に着工出来る状況が整った時点で、申請手続きを行いたいと考えております。」とⅢ期計画を一般廃棄物最終処分場として事業を実施していくことを再確認した。</p>	<p>・旧淀江町と環境プラント工業は一般廃棄物最終処分場の開発について協定を締結されており、環境プラント工業から旧淀江町へ実施計画書も提出されています。しかしながら、平成9年の実施計画変更後は、実施計画は変更されておらず、いわゆる第Ⅲ期計画地について、許可申請手続きはされていないことを確認しています。</p> <p>・一般廃棄物処分場の整備については、[340]前段と同じ回答です。</p>	[349-1]	<p>1. 淀江第2不燃物最終処分場の全体計画（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期）の全体計画に対する、H4年の開発契約を締結した。この全体計画がなければ、廃掃法にて承認を得られない。環境プラントと西部広域との連名では、H5年にⅠ・Ⅱ着工完成時にパンフレット（H5年版）を作成、米子市長も完成の「あいさつ」を掲載している。このパンフレットにもⅢ期が明記されている。環境省の廃掃法に従い、全体計画を示して、その全体計画を承認され、その計画に基づきⅠ・Ⅱ地区の建設を行った。そしてH15年のRO膜導入による高度水処理施設の完成時のH15年にパンフレット（H15年版）を作成、米子市長も完成の「あいさつ」を述べている。H15年版パンフレットにも、明確に第Ⅲ期が記載されている。そして、環境プラントと西部広域の両者はこれらのパンフレットを見学者に配布していた。第Ⅲが開発計画にて承認されていた証拠である。</p>	<p>・参考回答書[349]のとおりです。</p>

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[350]	開発協定	【S.No.1】 2. 一般廃棄物最終処分場Ⅲ期計画地内には米子市(旧淀江町)の市有地が約50%あり、またその計画地の各種許認可は取得済みである。上述のように、環境プラントが提出した実地計画書(H9/8/28)にて説明しているように、環境プラントはⅢ期計画の実計画・実施設計を残すのみである。また、既存のⅠ期・Ⅱ期の埋立地区は今後約10年以内で満杯となることから、西部広域行政組合にて報告・確認されている。上記の開発協定を無視・違反し、H20年に環境プラントが事業主体となり、事業センター・鳥取県の同意を得て産廃最終処分場の調査・計画・設計を開始した。これまでの米子市議会、住民説明会、直近のH29年12月14日の米子市全員協議会にても市議の質問に対して、事業センター理事長は、計画地区の約50%は市有地であるにもかかわらず、米子市の同意を得ることなく、計画・設計を進めてきたと説明した。環境プラントは、この最大地権者の米子市の同意がない状態で、開発協定書の目的外使用の禁止条項を無視・違反して産廃最終処分場の調査・設計を進め「事業計画書(案)」を作成した。H27年に環境プラント・事業センターは、これまた開発協定書の協定遵守・権利義務の継承条項を無視・違反し、事業主体を環境プラントから事業センターへ変更し計画を推進し、エイト日技が別案として区画割擁壁無しの計画にて「事業計画書」を作成、今年1月13日から県手続条例に従い縦覧に供している。	・いわゆる第Ⅲ期計画地における一般廃棄物最終処分場の各種許可はされていません。よって、環境プラント工業の実計画・実施設計を残すのみという状態ではありません。 ・現在、当処分場設置のための条例手続きを行っているところであり、一般廃棄物最終処分場に係る開発協定に違反した事実はありません。なお、開発協定の変更については〔340〕後段の回答のとおり考えています。 ・米子市有地については、米子市は「産業廃棄物最終処分場は必要な施設である。あの場所に設置するかどうかについては地元の皆さんの理解が前提で、事業主体に十分説明してもらいたい。あの土地については産業廃棄物最終処分場としての検討がされていると理解している。」とお考えとお聞きしています。また、市が土地の利用について判断される時期については、条例手続きの進捗を勘案して判断されるとのお考えであるとお聞きしています。 ・なお、環境プラント工業から当センターに事業主体を変更した事業は産業廃棄物最終処分場計画であり、一般廃棄物処分場最終処分場の事業を承継するものではないため、権利義務の継承条項に違反することにはなりません。	[350-1]	2. 平成9年の3期計画についても、旧淀江町・土地改良組合・西部広域・環境プラントはⅢ期計画地を地図上に示して、4者にて合意し、公印にて捺印を行っている。意見書(1)に述べたように、H9年の開発協定改定の締結後、同日「残るⅢ期工事については、県道建設等のからみもある為、実計画が出来ない・・・Ⅲ期計画に着工出来る状況が整った時点で、申請手続きを行いたい・・・。」と開発計画を遵守し、西部広域の承認を取得後、県への許可申請にて、承認されている。平成19年まで環境プラントは開発計画に基づき、その協定を遵守していた。 ・公法契約とみなされるべき開発協定にて「Ⅲ期は、一般廃棄最終処分場として使用すること。」が規定されており、その約50%は旧淀江町からH17年の町村合併で米子市へ移管された米子市有地である。県・センターも住民側からこの開発協定の存在を度々指摘しているため熟知している。県・センター・環境プラントはこの開発協定を無視し、約50%の土地の大地権者である米子市の承認なく計画を進めている。常識では考えられない違法な手法で計画を進めている。米子市にH9年の開発協定を遵守するよう指導するのは、県の役目ではないかと思えます。 ・開発協定は公共契約であり、一般廃棄物処分場であり、西部広域行政の9市町村、24万人の問題であり、計画地周辺500m以内に自治会住民が対象ではない。環境プラントも開発協定を無視・違反し、目的外使用、開発協定遵守、事業を承継等々を無視・違反しているため、即刻センターは事業を中止すべきである。	・参考回答書〔350〕のとおりです。
[351]	開発協定	【S.No.1】 4. 一般廃棄物最終処分場Ⅲ期計画地を産廃最終処分場計画地とすることは、県条例による計画地区500m以内の関係住民(関係住民37戸、事業主体者16名、計53者)、及び6自治会住民の問題だけでなく、西部広域行政管理組合地区の9市町村の住民24万の一般廃棄物最終処分場の問題である。従い、この一般廃棄物Ⅲ期計画地を従来計画通り実施し、目的外使用である産廃最終処分場として使用することに大反対である。	・〔340〕と同じ回答です。	[351-1]	4. 40数億円土木事業で、その成果品(調査・計画・設計・詳細設計、その建設施設)の専門的、技術的な完成検査が、必要項目のチェックのみで技術審査を全く無しで完成させる土木施設などあり得ない。またそのような日本の緻密な法体系で許容されるはずがないと信ずる。事業主体が変更になっても、基本計画は変更になることは非常に稀である。何故、基本計画を変更したのかその理由を求めます。	・補助金事業の実施については参考再回答書〔320-1〕第3段のとおりです。 ・計画の変更は参考回答書〔361〕第3段のとおりです。
[352]	開発協定	【S.No.1】 5. ここに産廃最終処分場が出来れば、これと同等の埋立容積を持つ一般廃棄物最終処分場の建設が必要となり、土地収用も必要になり、その総事業費は約80億円以上(エイト日技の産廃処分場の積算では86億円)となり9市町村の住人約24万人が負担することになる。	・〔340〕と同じ回答です。	[352-1]	5. 一般廃棄物処分場の第Ⅲ期計画地区を、産廃処分場として使用するならば、計画地から500m以内の関係住民のみではなく米子市を含む9市町村24万人の意見を聞くべき事項である。一般廃棄物処分場NoⅢ期地区が、産廃処分場となれば、西部広域9市町村は同程度の埋立容量の処分場の建設には、土地の確保、調査・計画・建設に約10年、数十億円の負担することになる。	・参考回答書〔340〕前段のとおりです。
[353]	開発協定	【S.No.1】 6. 従い、産廃処分場の建設ではなく、一般廃棄物Ⅲ期最終処分場として、平成9年の開発協定書どおりに事業を継続するべきである。	・〔340〕と同じ回答です。	[353-1]	6. 開発協定を遵守し、一般廃棄物処分場の第Ⅲ期を完了するべきである。県・センター・環境プラントは大地権者の了解もなく、また開発協定を無視・違反して事業計画を推進することは中止すべきである。	・参考回答書〔340〕のとおりです。
[355]	前計画	(2)これまでの事業センター及び県が指導して作成してきましたH24年からH27年3月末までの各種報告書は、H27年エイト日技の審査・検討が実施されました。その結果に基づき、事業センターが縦覧に供している「事業計画書」は作成されております。従い、この審査・検討報告書に対する意見書(その1)を提出します。	・鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例第11条の規定に基づく意見書は、同条例に基づき周知等を行った現在の事業計画に対し、提出していただくこととなっています。 ・ご意見の「審査検討報告書」とは、環境プラント工業が事業主体だった時点の事業計画に関するもので、現在の当センター主体の事業計画とは異なるものであり、「審査検討報告書」に対するご意見への個別の回答は控えさせていただきます。 ・なお、地下水の三次元解析調査、福井水源地影響調査については、環境プラント工業主体時に、当センターが住民の皆様の不安解消を目的に実施した経緯であることから、これらの調査に対するご意見については、次のとおり主な項目を整理し回答させていただきます。	[355-1]	(2)これまで事業センター及び県が指導して作成してきましたH24年からH28年3月末までの各報告書は、エイト日技の「審査・検討」業務がH28年3月に完了しました。実施設計が完了した事業計画に対して基本計画を変更するという非常に稀な事業となりました。その審査結果に基づき、事業センターが縦覧に供していた「事業計画書」が作成されております。従い、この審査・検討報告書に対する意見書(2)：(その1)も提出します。	・参考回答書〔355〕のとおりです。
				[355-2]	(1)センターは、米子市(旧淀江町)と環境プラントとの開発協定があるにもかかわらず、一廃の全体計画(H4年旧淀江町、西部広域、土地改良組合、環境プラントで承認)で規定されたⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期の内、一般廃棄物処分場Ⅲ期地区を、環境プラントはこの公共契約である開発協定に違反し、産廃最終処分場計画を、大地主米子市(市有地が約50%)の承認もなく(H29/6/29現在)、開発計画を推進している。一般廃棄物処分場も残余埋立容量は約10年で満杯となる。従い、県・センターは関係住民(半径500m以内の住民)としているが、これは西部広域9市町村の全住民24万人に関係することであり、県条例は新規計画地ならば適用できるであろうが、この淀江一般廃棄物処分場に関しては、県条例(半径500m以内の関係住民のみが意見書を提出できる)の適用外である。事業計画を中止すべきである。	・開発協定については参考回答書〔340〕のとおりです。 ・当処分場は鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例が適用される施設であり、設置に当たっては、同条例の規定にしたがい、適切に手続きを行なうこととしています。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答	
				[355-3]	<p>(2) センターは、県補助金条例に従わず、成果品に対する技術審査は不要で、補助金・間接補助金の場合は環境省の廃掃法、生活環境影響調査指針等の項目のみのチェックで完成検査を終了し、最終支払いを行った。住民監査最終報告書で棄却されたが、監査委員は「補助金交付要綱上、間接補助事業の実施内容として……、その成果品についても、検査において内容的に一定レベルが担保されていることの確認は求められるものとする。」として、地方自治法、廃掃法の生活環境評価指針に基づいた指摘がなされた。住民監査では、成果品の一定レベルの確認を求められている。環境プラントからセンターへと事業主体がH27年3月に変更になり、センターはCECの作成した報告書類に対する技術審査として「審査・検討委託業務」をエイト日技と締結した(H27/6月)。エイト日技が作成したこの「事業計画書」は、環境プラントが作成した「事業計画書」・「生活環境影響調査書」・「実施設計書」等の審査検討業務で入手された資料に基づき作成され、またその調査結果等の多くを採用している。また、審査・検討書にてエイト日技はその中で「質問事項」に対して鋭い指摘を行ってきた。特に、地質調査、地下水調査・解析は重要なコメントがある。このようにこれまで実施された本事業の報告書作成経費はH22年のCEC、H24年のCEC、H27年のエイト日技のコンサルタント委託業務費は約5,000万円～6,000万円のオーダーである。しかし、既に約1.6億円ものコンサルタント費用を支払った(すべて血税からの支払い)。意見書(2)S.No.9に記載しているが、センターは、H26/4月以降、技術会議の開催を拒否、また技術審査を行わなかった結果が、約1.6億円の支払いとなっている。センターに対する背任行為に当たるとは思いません。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・住民監査結果については参考回答書[364]のとおりであり、住民監査請求は棄却されています。 ・補助金事業の実施については参考再回答書[320-1]第3段のとおりであり、背任行為はありません。
				[355-4]	<p>(3) H20年6月に環境プラントとCECはコンサルタント契約を締結、業務を開始した。H24年4月の間接補助金での環境プラントとCECの契約が締結され、H20年の追加契約となり、金額の増額・工期延長の変更契約が行われた。この補助金事業により調査・計画・基本設計・実施設計等の報告書を作成することになっていた。廃掃法の生活環境影響調査指針に基づき、H20年当初契約には地下水解析として2次元解析が業務項目に入っていた。しかし、H24年4月の契約変更時にはこの地下水解析の項目がなく(記載漏れ)、平成25年6月版の生活環境影響調査報告書(案)が住民に配布される直前のH25年4月に地下水解析業務がセンターとCECとの直接契約が締結された。これは、センターの住民の皆様の不安解消を目的の1つであろうが、地下水解析を計上しなかったことに起因する。また、西垣教授も指摘されているように(H26/6/20:面談記録)、地下水解析の最も重要な透水係数の設定ミスがあり、全く地下水報告書としてはその体をなしていないほど杜撰なものであった。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・三次元解析を実施した理由は、参考回答書[356]①②のとおりです。 ・平成26年6月20日の面談において、専門家は「(透水係数は)結果として影響範囲が大きくなる危険側の(安全面に配慮した)数値を設定していると言える」とコメントされており、地下水地質調査報告書が杜撰なものであると指摘された事実はありません。
				[355-5]	<p>3.1センターはこれまで技術審査を行うことなく、項目のチェックのみで、完成検査を終え、最終支払いを行ってきた。これまで技術審査を行ってこなかった故、センターは事業主体がH27/3月に環境プラントからセンターへ変更になったことを理由・機会にして、CEC作成の報告書の技術的な「審査・検討」業務を必要と判断し、エイト日技とH27/6月に契約し、業務を開始した。エイト日技に審査検討開始約1カ月後のH27年7月に、別案検討、地質調査(現場透水試験を含む)、地下水調査・3次元解析の見積書(総額3,900万円)をセンターへ提出した。このことは、エイト日技自身も生活環境影響調査が必要と判断していたことの証明である。センター理事長は「3次元地下水解析は妥当なものである。」、逆T型擁壁の設計もミスではなく、国の基準に適合しており、不適当な計画とは考えていません。」等々公文にて回答されている。また、エイト日技は「審査・検討」業務開始後約1カ月で「別案検討業務(区画割擁壁無し案)」として基本計画の変更の提案、ほぼCECがH22年2月の基本計画と住民側コメントの基本計画案となった。実施設計を終えた事業で、その基本設計が技術的「審査・検討」開始直後の約1カ月で、「別案検討(区画割擁壁無し案)」となったのには、一般的に基本計画が変更になる場合は、予測不可能な基礎地盤の存在、計画ミス・設計ミス等の場合に限られることが多い。自治会住民は、各報告書が開示さえる度に、技術会議の開催を要求するも、なぜかセンターは技術会議の開催を躊躇するのか疑問である。「技術会議の開催」をセンター理事長に指示する。」よう知事に要望します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算要求時において三次元解析の予算を要求した理由は参考回答書[327]前段のとおりです。 ・環境プラント工業主体の事業計画からの変更は参考回答書[361]後段のとおりであり、計画ミス・設計ミスのためではありません。 ・技術会議の開催については参考再回答書[327-1]後段のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[356]	前計画		<p>①三次元解析実施の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水の汚染防止については、国の基準を上回る3重遮水構造を始めとして、電氣的漏えい検知システム、地下水モニタリングなどの多重の対策を講じることとし、搬入廃棄物の検査を行うなど安全対策に万全を期しています。 しかし、環境プラント工業主体時に地元住民の皆様から、万が一浸出水が地下水へ漏えいした場合の下流への影響を懸念するご意見が出されたことから、その不安解消のため、地下水三次元解析を平成25年度に実施したものです。 <p>②三次元解析の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 三次元解析は、万が一、浸出水が地下水へ漏えいしたとした場合の対応措置の検討に当たって、対象となる地下水がどのような方向に流れていくのか、下流へ到達するのに少なくともどのくらいの時間を要するのかについて把握することを目的に実施したものです。 平成26年度には、福井水源への影響を懸念するご意見が出されたことから、地下水位の把握等による調査を行い、処分場直下の地下水が福井水源の方向へは流れないことを確認しています。 	[356-1]	<p>(1)</p> <p>1-1センターは、H15年に処分場建設候補地の選定基準を作成、県下の全市町村長宛て候補地のアンケート調査を実施した。センターは①10～20haのまとまった土地、②集落：住居棟に隣接していない土地、③飲用水源地、及び飲用水源地の計画が下流にない土地等の候補地選定基準を作成した。センターの選定基準によると、計画地下流には「小波上の泉」、また米子市水道局管理の「福井水源地」が存在する。既設飲用水源地である「小波上の泉」は、産廃計画地の北西へ約1,000m下流に位置しH15年のセンターの処分場候補地選定基準で選定対象外となる。また、吉谷島大名菅教授は「浅い地下水（上位透水層）、深い地下水（下位透水層）共にその傾斜角は北北東方向に数度であり、産廃処分場事業を開始すると汚染された地下水が淀江盆地へ流入する方向をたどることは少しも否定できない。」と警告されている。更に、産廃計画地区はH4年にその全体計画（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期）を承認され、H9年には旧淀江町、西部広域、淀江土地改良組合、環境プラントで第Ⅲ期地区として、4者にて地図上に公印で捺印をし、一般廃棄物処分場の第Ⅲ期地区であることを確認した。開発協定書にて、一般廃棄物処分場の目的外使用の禁止、且不測の事態以外の変更禁止とした公共契約である。従い、センターは、大地権者である米子市の承認をえず（H29/6/29現在）、開発協定を無視・違反して推進しているため、即刻事業計画を中止すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 候補地選出にかかる基準では、処理水の放流先が飲用水源の直近上流に位置しないことを比較検討基準のひとつとしたものであり、放流先の塩川に飲用水源が無いことを確認しています。 地下水については、福井水源への影響を懸念する御意見があったことから、調査を行い、これまで御説明しているとおり、計画地直下の地下水が福井水源の方向に流れないことを確認するとともに、小波上の泉と計画地直下の地下水は涵養源が異なるものと示唆されるとの結果を得ているところであります。 開発協定については参考回答書 [340] のとおりです。
				[356-2]	<p>1-2 B-01(3)に説明しているように、H24年4月の間接補助金での環境プラントとCECの契約が締結され、契約上金額の増額・工期延長の変更となり、調査・計画・基本設計・実施設計等の報告書を作成することになっていた。住民側は生活環境影響調査には何が必要で、どのような調査・解析項目が必要なのか、H25年6月版の生活環境影響調査報告書（案）の配布で、初めてそれらの調査・解析の必要項目を認識した。センターとCECはこの報告書（案）が自治会に配布される直前のH25年4月にH25年度地下水流向等調査の委託契約を行った（センターとCECの直接契約）。その結果はCEC作成の生活環境影響調査報告書（案：H25年6月版）の大切な1分野として報告書に掲載されている。自治会住民はH25年7月にコメントを提出し多くのミスを指摘したが、非常に杜撰な調査・解析結果、透水係数の重大なミス、同定結果で地下水がマイナス等々多数あった。エイト日技はCECが作成・提出した全報告書の「審査・検討」業務を行い、地質調査・地下水調査・解析の問題点を熟知していた。この審査検討業務開始後約1カ月で基本計画まで変更する「別案検討業務」を提案、その見積書（3,900万円）を提出した。エイト日技もこの時点で、地質調査、地下水調査・解析に問題ありとして、その見積書で別案検討2,500万円、地質調査520万円（含：現場透水試験）、地下水三次元解析880万円、総額3,900万円である。従い、県・センター・環境プラント・CEC・エイト日技の関係者は、環境省の指針に基づき、平坦でないこのような谷あり、丘ありの丘陵地では地下水三次元解析が一般的であるとの環境省の指針に従って、生活環境影響調査報告書には地下水二次元解析でなく、地下水三次元解析が必要であるとの認識であったはずである。</p> <p>住民の不安解消のために三次元解析を行ったとのことですが、H25年度実施の報告書も三次元解析で元も重要な透水係数のミス、同定計算で地下水位が自噴している「小波上の泉」地点でマイナスとなるなど非常に杜撰な方向書であった。県・センター・CECの地下水専門家は、ダルシマン法則され理解されず、H26/6/20に地下水の大家である西垣教授に面談、$v = k$としたCECは誤りであり、住民の指摘する$v = k \times l$（動水勾配）であるべきとの見解を示された。また、透水係数は、砂礫層より火山灰層が高いとの数値を使用して解析していた。エイト日技も指摘するように一般には「砂礫層が高く、火山灰層が低い」等々の数値を使用、住民側の指摘にもかかわらず、このような杜撰な報告書にたいして、コンサルタント委託費として約1,100万円を支払っている。要するに、センターには技術的な審査・検討する基本的な土木的知識がない人が項目のみの形式的な完成検査を行い、最終支払いを実施していることが大きな問題である。センターは、その解決策を示して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三次元解析の経緯・目的は参考回答書 [356] ①②のとおりです。 三次元解析については参考回答書 [360] ⑨のとおり、必要な精度は確保しているものと考えています。 平成27年度予算要求時において三次元解析の予算を要求した理由は参考回答書 [327] 前段のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
				[356-3]	<p>(2)</p> <p>2-1 3次元解析の目的はCECの報告書記載されている3項目あるのは、理解する。①-2に指摘したが、最終報告書(H26年3月版)も、特に地下水調査・解析は杜撰である。岡大の西垣教授・鳥大の西谷名誉教授・鳥大の北村名誉教授・エイト日技も指摘にするとおり、あまりにも杜撰である。</p> <p>2-2</p> <p>a) S. No. 15、S. No. 20にて指摘しているように、H26年度の地下水流向等の現場透水試験の実施方法をJIS1314にて実施したとの説明であるが、エイト日技は、「H27/3月版報告書に現場透水試験の全資料があるのに、なぜここで「数値算定過程のチェック(38頁)」特に回復法のCECの測定値の生データをチェックしなかったのか? S. No. 20の見解書にて、センターは「JGS1314に準じて実施しており、試験方法に問題はない。」と何を根拠に言っているのか? その問題点となるであろう可能性のある項目を指摘している。センターはエイト日技が作成した報告書を査読し、全てを理解していると言っているため、S. No. 20(2)の回答を求めます。地下水シミュレーションの範囲は東西1,250m×南北1,750mの範囲でH25年度の地下水解析では実施していたが、この地下水モデルの範囲では、処分場直下の地下水が福井水源の方向へは流れないことは証明できない。なぜならば、境界条件として東側及び西側の地下水の移動なきものとし、南側から地下水の補給があり、北側がオープンである。そのような境界条件では福井水源方向へ流れないとは断言できない。また、H26年3月のCECの最終報告書では、砂礫層上面(堆積面)の走行傾斜(環境影響調査書:図1.2.5.17頁)傾斜方向はNEとなっている。S. No. 3の見解書に記載しているように、鳥大の吉谷名誉教授の指摘にもあるように「汚染水された地下水が淀江盆地へ流入する方向をたどることは少しも否定できない。」と見解を述べておられる。即ち、地下水は福井水源方向に流れる可能性が多きいとの見解である。これに対するセンターの見解を求めます。</p> <p>b) 見解書では、「処分場直下の地下水が福井水源の方向へは流れないことを確認しています。」との見解である。それでは、どの報告書の地下水3次元解析で証明されたのか、その出典を示し解説を求めます。</p>	<p>・地下水地質調査報告書で設定した透水係数については参考回答書[358]⑥のとおり、妥当であったと考えています。このことは参考再回答書[355-4]後段のとおり、専門家もコメントされています。</p> <p>・三次元解析の境界条件については参考回答書[359]⑦のとおりです。また地質モデルの設定については参考回答書[357]③のとおりです。</p>
[357]	前計画	<p>③地質モデルについて</p> <p>・三次元解析の地質モデル設定においては、実際の複雑な地形・地質そのものをモデル上で再現することは困難であることから、現地の特性を踏まえた上で単純化する方法が一般的です。</p> <p>・今回の場合、ボーリング調査や標準貫入試験の結果等をもとに、4層の多層地盤として地質モデルを設定しています。</p> <p>・なお、事業計画地内のボーリング結果から推定した砂礫層(Dcg1層)の走向傾斜や現地の地形をモデルに反映させています。</p> <p>④土質区分について</p> <p>・環境プラント工業主体の事業計画において「砂礫層」と表記してあった箇所は、その後の現地踏査により地質的には火山性堆積軟岩であることが判明したことから、水理・力学上、「砂礫」と「軟岩」では同じ地質を指しても受け取る印象が大きく異なるため、表現を修正しています。</p> <p>・砂礫層の方が火山灰層よりも透水性が高いのが一般的である一方、設定した透水係数は火山灰層の方が透水係数が高かったことから、混乱を生じさせましたので、三次元解析上のモデル区分であることを念頭においたとしても、砂礫層と区分するに当たっては、説明を記載すべきだったと考えています。</p>	<p>(3)</p> <p>3-1 3次元解析のモデル設定において、単純化することには、一般的で全く問題ない。了解。</p> <p>3-2 4層の多層地盤モデルの設定は、一般的で全く問題ない。了解。</p> <p>3-3 事業計画地内のボーリング結果から推定した砂礫層(Dcg1層)の走向傾斜や現地の地形をモデルに反映も問題ない(ブラック・ボックスだからチェック出来ず)。しかし、何故、事業計画地内のみのボーリング結果を使用し、H26年度の地下水流向等調査はこの福井水源地への影響を把握する調査であり、ボーリングも2本H26-No.1、H26-No.2地点でボーリングを実施した。このボーリング結果は反映されていないのか? その出典の開示と再度センターの見解書を求めます。Dcg1はエイト日技の分類ではどうなるのですか? CECの分類とエイト日技の各層の比較表を作成願います。エイト日技はCECの砂礫層Dcg1は誤りだとしています。</p>	<p>・平成26年度の2本のボーリングについては、平成26年度地下水流向等調査に反映させています。</p> <p>・土質区分については参考回答書[357]④のとおりです。</p>		
				[357-2]	<p>3-4H25年度地下水流向等調査書の3次元解析はコンサルタントの作成した報告書ではない。すべての地下水解析で最も重要な透水係数の算定ミスであるので、全く使用に耐えない。また、CECはエイト日技の質問事項に対してCECは「$v=k$は、あくまで参考値であった。参考値を採用して最終報告書で地下水解析を行った。」との説明。住民側から指摘していたにもかかわらず参考値で報告書を作成、提出していたことを自ら実証したことになります。また、エイト日技の技質問事項「透水係数の確認:砂礫層$2.5 \times 10^{-4} \text{cm/s}$、火山灰層$1.5 \times 10^{-3} \text{cm/s}$で間違いないか。一般的には砂礫層の方が高く、火山灰層が低い。」に対するCECの回答は「意味不明のことを説明(住民側の意見)・・・」、エイト日技は「考え方の整理が必要と思います。」と検討結果として記載。即ち、透水係数の設定は、全くの誤りであったことを第三者として述べている。センターは、住民側のコメントを無視、技術審査なしで項目のみの名目的な完成検査を終了し、最終支払い1,300万円を終えた。どうなっているのですか、センターさん何とかしてくださいよ!!!</p>	<p>・三次元解析については参考回答書[360]⑨のとおり、必要な精度は確保しているものと考えています。</p> <p>・三次元解析の透水係数の設定については、参考回答書[358]⑥のとおり妥当なものであったと考えています。</p>
				[357-3]	<p>(4)</p> <p>4-1現地踏査により地質的には火山性堆積軟岩で、のCECの砂礫層(GL-20~25m以下の存在)が火山性堆積物であることが判明とのことだが、現地踏査で分かるものか。説明願いたい。見解書にある「砂礫」と「軟岩」では同じ地質を指しても印象が大きく異なる。CECの土質区分は誤りであったので軟岩としたのか? 回答を求めます。==>Yes or Noで回答願います。</p>	<p>・現地踏査において露頭箇所を確認し、地質の判定をしています。</p> <p>・土質区分については、参考回答書[357]④のとおりです。</p>

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答	
				[357-4]	4-2見解書に「設定した透水係数は火山灰層の方が透水係数が高かった。」としている。CECの回復法による測定結果をそのまま使用しているが、これはどのように検証したのか回答を求めます。エイト日技は、報告書で「原位置試験（現場透水係数など）の数値算出過程までのチェックは実施していない。」と記載している（住民側はこれが問題であると意見書(1)S.No.20で疑問点を指摘）。しかし、エイト日技は、CECが実施した地下水流向等調査報告書（H27年3月）のボーリングH26-No.1、H26-No.2の現場透水試験の値をそのまま採用している（ボーリング柱状図参照）。この2本のボーリング孔での現場透水試験の貴重な生データ（特に回復法）がある。エイト日技は透水係数の算定に鋭い質問を行いながら、これらの貴重なデータのチェックを行わず、報告書には前述のように「数値算出過程までのチェックは実施していない。」と記載している。なぜ数値算出過程までのチェックしなかったのか、その理由を求めます。またS.No.20で指摘するように、その試験方法に問題点があったのではと推察する。JIS1314の方法で現場投資試験を実施するのは一般的ですが、現場透水試験の生データあり、このデータから種々の情報がえられます。特に、回復法で実施荒れた生データから読み取れる、①ボーリング孔の崩壊、②ポンプの逆止弁の不備、③地下水位の急激な変動、④透水係数の測定区間長、⑤算定地下水位と平衡地下水位差、⑥ボーリングの側壁と管との密着性（CECは密着掘りをしたのでOKと説明、シール材又はバッカー無しで可能か？）等々を地下水専門家にてチェックを求めます。何故、貴重な生データがあるのにチェックがなされなかったのか、その理由を回答願います。また、チェックの結果も回答・教示願います。		・現場透水試験については、参考回答書〔382〕のとおり、試験方法に問題はなかったものと考えています。 ・三次元解析の透水係数の設定については、参考再回答書〔357-2〕後段のとおりです。
[358]	前計画	⑤浅い地下水と深い地下水について ・地下水三次元解析の実施に当たって解析対象となる地下水を決める必要がありますが、今回の解析では、ボーリング推進に伴う孔内水位の変化、い地下水」に区分し、解析対象を砂礫層（D c g 1層）の深い地下水としたものです。 ⑥透水係数の設定について ・今回の三次元解析の目的が、地下水が下流に到達するのに少なくともどのくらいの時間を要するのか把握し方が一の事故等への対応措置の検討に資することであることから、解析結果が実際の到達時間より長い時間とならないように、危険側の視点に立つことが肝心であり、実際のものより流れやすい透水係数の設定が適切と考えています。 ・透水係数については、現場透水試験により設定するのが本来ですが、孔内流向流速測定結果からの推定、簡易推定式からの推定など、間接的な手法により複数の視点から設定しています。 ・このうち、流向流速測定結果をもとにした透水係数そのものについては、ダルシーの法則から見ると、便宜上動水勾配を1としているため、危険側の設定にはなっていません。しかし、平成26年度に行った福井水源地影響調査で得られた現場透水試験結果から得られた透水係数を用い平成25年度に実施した三次元解析を検証しており、当時設定した透水係数は、危険側という視点から見て、妥当な設定であったことを確認しています。		[358-1]	(5) 5-1「浅い地下水」は、その流量も少なく（Dtf2を貫通すると逸水現象あり）、解析対象を砂礫層（Dcg1層）の「深い地下水」としても問題なしと思います。また、「浅い地下水」と「深い地下水」の不飽和浸透なども無視して良いと思います。したが、解析対象を砂礫層（Dcg1層）とすることに問題なしですが、透水係数の設定は、再検討する必要があります。	・参考再回答書〔357-2〕後段のとおりです。	
				[358-2]	(6) 6-1、6-2 CEC生活環境影響調査書（H26/3月：98頁）に、その目的は①既存井戸への影響、②浸出水が流失した場合の地下水の流れ、③浸出水の拡散の規模などの3点を挙げている。見解書に説明あるように、「・・・実際のものより流れやすい透水係数の設定が適切と考えています。」としている。その基本的なスタンスは了解。しかし、H26年3月の流向流速計による流速測定値は、 $v = k$ としたため、 $k = v / I$ （I：動水勾配：この計画地点と「小波上の泉」のI=10/1000）、透水係数を実際の算定の約1/100と重大なミスをした結果です。従い、H26年3月の最終版の地下水解析は全滅、約1,100万円の血税が、センターの技術審査を実施しなかったために発生したことになる。 $v = k$ は誤りであったと、「ダルシーの法則から住民側のコメントが正しいと。即ち、H26/3月までの透水係数を採用してきた解析は全て間違いであったと。」と日本が誇る地下水の第一人者である岡大の西垣教授から、センターはお墨付きを入手したのですよ。下記の意見書(2)S.No.B-04.6-3a), b)のような文書交換は中止したいものです。西垣教授から「住民側のコメントが正しいと。」とお墨付きを入手したのでしょうか。	・参考再回答書〔357-2〕後段のとおりです。また、参考再回答書〔355-4〕後段のとおり、専門家から平成25年度の三次元解析がすべて間違いであると指摘された事実はありません。	
				[358-3]	6-3西垣教授のH26/6/20の面談記録にある指摘されているように、 $v = k$ は間違いであった。意見書(1)S.No.20に示すように透水係数の設定により、各報告書で①8年、②一、③8年、④4,000年、⑤57年とオーダーの違う結果がある。それでも透水係数の設定は妥当であったと、どの報告書で確認したのか？センターに回答を求めます。H25/3月の最終版までは意見書(1)S.No.20の各層の透水係数はH25/6月版～H26/3月版まで変更なく、 $v = k$ で求めた透水係数であるので間違いである。左記の回答では「平成26年度に行った福井水源地影響調査で得られた現場透水試験結果から得られた透水係数を用い平成25年度に実施した三次元解析を検証しており、当時設定した透水係数は、危険側という視点から見て、妥当な設定であったことを確認しています。」としている。「妥当な設定であったことを確認しています。」との根拠を求めます。	・参考回答書〔358〕⑥のとおりです。	

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
				[358-4]	<p>a) またダルシー則と連続の式にて地下水3次元解析のシミュレーションを実施するのに、H25年6月版の生活環境調査報告書では、①同定箇所を2箇所のみ(2点では水面を同定不可能)、また②地下水水位が海水面以下のマイナスとなるなど、重大なミスを行っていた。これら全てが住民側からのコメントで指摘された。エイト日技の「審査・検討報告書」には「原位置試験(現場透水係数など)の数値算出過程までのチェックは実施していない。」との記載となったのか、その生データに問題があり透水係数の算定に問題ありと判断したが故、このような記載となったのではと推察するが、エイト日技の回答を求めます。</p> <p>b) エイト日技も審査・検討報告書にて「質問事項」では厳しい指摘を行っていたが、「検討結果」では技術士倫理規定から外れるような技術士らしからぬ結果として取り纏めている。これは、センターの指示に、又は相談の上、報告書の「検討結果」の記載となったのではないかと推察される。回答を求めます。</p> <p>b) 住民側は既にH26年2月に指摘して以来3年以上もなんともバカなことを繰り返してきたものである。地下水専門のコンサルタントが、なぜ便宜上動水勾配を1としたのか、それはダルシーの法則を知らなかった結果である。便宜上1だと言っても、恥の上塗りを行うだけです。西垣教授が、透水係数の設定に重大なミスがあったことを証明したのですよ。このような地下水の基本中の基本(イロハ)を、日本の地下水の第一人者である岡大の西垣教授に行き助言を求めるなど一般常識では信じられないぐらい技術者としては恥ずべきことであり、3年以上も放置してきたセンターに問題ありと思います。この間H26年4月から度々(公文で10回以上+口頭で数十回)の技術会議の開催要求を行うも、センター長は、住民側の開催要求を拒否してきた。今までは$v=k$として、安全側であると説明してきた。更にここでも、また詭弁を弄してH26年度の地下水調査の現場透水試験の透水係数を用いて検証しているなどと、それでは報告書のどの表・図の数値にて妥当な設定あったと確認したのか、その回答を求めます。</p>	<p>・参考再回答書[357-4]のとおりです。</p>
				[358-5]	<p>c) 見解書(1)回答[5]の業界紙である日経コンストラクション掲載記事(2001/08/10)によると、「施工能力がないことは知っていたが丸投げには当たるとは思わなかった。」と全く同じようなことを繰り返しています。掲載記事によると、約200m区間を8分割にして特殊な地盤改良を行う工事である。そもそも地盤改良の施工経験無き業者は入札前審査にて除外され、応札できない。また一般常識では考えられない各社約25m間での作業など出来ない。その事実を土木部次長の立場で、延々とA4で4頁の紙面で説明している。全く信じられないことが起こったものです。センター長は、優秀な県職員の地質・土木・農業土木のエンジニアが多数在籍しており、県職の専門家になぜ相談し技術的アドバイスを受けなかったのか?センター長に回答を求めます。</p>	<p>・業界紙の記事については、事業計画と無関係な御意見ですので回答は差し控えます。 ・技術的事項については、必要に応じ専門家の御意見を伺っています。</p>
				[358-6]	<p>d) H26/6/20の西垣教授との面談記録(情報公開で入手)に明確に「ダルシーの法則から住民側のコメントが正しいと。即ち、H26/3月までの透水係数を採用してきた解析は全て間違いであったと。」と西垣教授は説明された。意見書(1)S.No.20に各層の透水係数、各報告書別の地下水の到達時間を表を参照願います。5ケースがしめされているが、約8年、一、8年、4,000年、57年とただの数値の羅列であり結果に全く信憑性がないのである。今ここにいたって、見解書にあるように「当時設定した透水係数は、危険側という視点から見て、妥当な設定であったことを確認しています。」など詭弁を弄さないでください。全てが、文書・報告書にて掲載されています。この「事業計画書」をセンターで作成されていますので、このS.No.B-04の見解書の作成者又は回答者の氏名を開示ください。</p>	<p>・専門家からの御意見については、参考再回答書[355-4]後段のとおりです。 ・到達時間については参考回答書[359]⑧のとおりです。</p>
				[358-7]	<p>e) 平成26年度の地下水調査にて現場透水係数結果の結果はH27年3月に作成・提出している。ボーリング調査、現場透水試験はH26年6~7月に実施されている。H25年度地下水流向等調査で実施した地下水調査報告書はH26年3月に完成検査を受け、H26年3月末に最終支払いを完了していた。従い、見解書作成者/回答者の説明は誤りである。H26年3月提出の報告書は、H25/6月版(案)、H25年10月の改訂版の透水係数をそのまま採用している。全く変更はない。左記のような明らかな嘘の説明を行わないことを要求する。これが、これまでセンターの実施してきた住民への丁寧な説明の実態である。非常に憤りを感じる。また、H26年度地下水調査で行われた現場透水試験の実地手法に問題があり、エイト日技に「透水係数の算定過程・算定値のチェックを行っていない。」との報告書に記載あり、意見書(1)S.No.20にて要求していたが、回答がないので再要求中である。</p>	<p>・平成26年度に実施した地下水流向等調査業務では、平成25年度に実施した業務の再検討を行っており、虚偽の説明はしていません。</p>

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答																																										
[359]	前計画		<p>⑦境界条件について</p> <ul style="list-style-type: none"> モデルの範囲について、東西約1,250m×南北1,750mの広域モデルとしています。 このうち、事業計画地から東側については、通常不透水境界となる尾根が2本モデル範囲内に存在しており、その地形が反映されていることから、東側からの流入がないとの設定で問題はないものと考えています。 <p>⑧到達時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度報告書では、処分場計画地から下流（小波上の泉付近）への到達時間は約8年間となっていますが、これは上記のとおり間接的手法により設定した透水係数による解析結果から算出したものです。 また、平成26年度地下水流向等調査では、現場透水試験結果をもとに透水係数を2ケース設定し、それぞれの解析結果から算出した2ケースを示しています。具体的には、平均的な透水係数によるケースと、一部で透水性の高い地質が確認されたことから、危険側の視点で最も大きい透水係数によるケースの2ケースで解析し、それぞれ約4,000年と約57年との結果となっています。 このように、三次元解析から約8年、約57年、約4000年の3ケースの到達時間が示されていますが、上記のとおり到達時間の把握という三次元解析の目的を踏まえ、対応措置の検討を行うに当たって前提とする到達時間については、最も短期間である約8年を念頭に考えていくこととします。 	[359-1]	(7) 7-1東西約1,250m×南北1,750mの広域モデルは、H26年3月の最終報告書ならばOK。しかし、透水係数の設定が全くデタラメであり、全く意味のない3次元解析であった。H26年度の地下水調査はこのモデル範囲では、福井水源への影響はシミュレーションで同定できない。CEC報告書ではDcg1の走行傾斜はNEに約2.5度になっており、鳥大の吉谷名誉教授の指摘にもあり、また住民側もこれを指摘H26年度の調査・解析業務となったので、東側境界条件の再設定が必要であった。一般廃棄物処理場直下流にH5-L=30mの観測井（被圧地下水で地下水位が約11~12m）があり自噴しており、また「小波上の泉」、現在が圃場整備等で埋め立てられているが泉が3カ所あった。地下水解析は「深い地下水」が解析の対象であり、Dcg1の走行傾斜はNEに約2.5度になっており、尾根があっても地下水境界と成りえるとは限らない。従って、東側へ約250m拡大、北側へ約250m拡大し、最低でも東西約1,500m×南北2,000mの地下水モデルを設定すべきであったと思います。しかし、H26年度の地下水調査・解析もそのようなことを考慮することなく、東西約1,250m×南北1,750mモデルで実施した。センターが技術会議の開催を拒否したが故に、CECとの説明詳細説明は全くなかった。何故、センターは技術会議の開催を躊躇するのでしょうか？技術的に隠蔽しなくてはならない事項でもあるのでしょうか？平成26/3月以来、公文にて10回、口頭にて多数の開催要求を行っておりますが、センターは頑なに開催を拒否しております。これで、関係自治会住民に対する丁寧な説明を行っていると主張し、片や技術会議の開催は拒否している矛盾したことを行っているとは、センターは考えないのでしょうか？センターの回答を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> 三次元解析の透水係数の設定については、参考再回答書[357-2]後段のとおりです。 境界条件については、参考回答書[359]⑦のとおりです。 技術会議の開催については参考再回答書[327-1]後段のとおりです。 																																										
				[359-2]	(8) 8-1H25年度の地下水流向等調査は、H26年3月の生活環境調査報告書にその結果が記載されているが、透水係数の設定が全くデタラメであり、全く意味のない3次元解析であった。左記の説明はB-04のセンターの見解書と矛盾している。ただ、解析を行って見ましたが、それはただの飾りばかり過ぎない全く意味のない地下水解析報告書であったことを意見書B-04、(6)6-3で説明している。 8-2下表はS.No.20に記載したもので、計画地区から下流の湧水地点である「小波上の泉」まで(約900m)の地下水の到達時間(年)を表示したものです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="5">H27/3月版 単位:cm/s</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>H25/6月版</th> <th>H25/10月版</th> <th>H26/3月版</th> <th>Case-A*</th> <th>Case-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dtf2</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻⁵</td> <td>4.9x10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>Dcg2</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.0x10⁻⁵</td> <td>1.3x10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>Dtf1</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>5.8x10⁻⁵</td> <td>5.8x10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>Dcg1</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>1.7x10⁻⁵</td> <td>1.5x10⁻³</td> </tr> <tr> <td>到達時間</td> <td>8~9年</td> <td>-</td> <td>8.3~8.6年</td> <td>4000年</td> <td>57年</td> </tr> </tbody> </table>		H27/3月版 単位:cm/s					区分	H25/6月版	H25/10月版	H26/3月版	Case-A*	Case-B	Dtf2	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻⁵	4.9x10 ⁻⁵	Dcg2	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.0x10 ⁻⁵	1.3x10 ⁻⁴	Dtf1	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	5.8x10 ⁻⁵	5.8x10 ⁻⁵	Dcg1	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	1.7x10 ⁻⁵	1.5x10 ⁻³	到達時間	8~9年	-	8.3~8.6年	4000年	57年	<ul style="list-style-type: none"> 参考再回答書[357-2]後段のとおりです。
	H27/3月版 単位:cm/s																																															
区分	H25/6月版	H25/10月版	H26/3月版	Case-A*	Case-B																																											
Dtf2	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻⁵	4.9x10 ⁻⁵																																											
Dcg2	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.0x10 ⁻⁵	1.3x10 ⁻⁴																																											
Dtf1	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	5.8x10 ⁻⁵	5.8x10 ⁻⁵																																											
Dcg1	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	1.7x10 ⁻⁵	1.5x10 ⁻³																																											
到達時間	8~9年	-	8.3~8.6年	4000年	57年																																											
				[359-3]	*「H26-No.1, H26-No.2の現場透水試験(JGS1314)：試験方法に問題はないか？試験結果報告書をチェックする必要があり（ポーリング孔の崩壊、ポンプの逆止弁の不備、地下水位の急激な変動等々）。H27/3月版の「回復法の現場透水試験データシート」をチェック願います。」と意見書に記載しているが、その回答を求めます。Dcg1の透水係数を変えて、何ら技術的考察は無し、ただ計算を行い結果は上記のように約9年、57年、4,000年、となりました。これでは総額2,400万円の血税をどぶに捨てたようなものである。8-3左記の見解書、「全く根拠のない透水係数で誤った結果であるとセンターの見解書の最も短期間の8年を念頭」との説明であるが、センターの職員には良心がないのか？因みに、I=10/1000と仮定し、上記計算でH25年/6月版~H26年3月版のDcg1が2.5x10 ⁻⁴ m/s（kの単位がcm/sでなくm/sならば）約10年の結果となる。手計算やれば約1分である。約2,400万円など血税を使う必要がない。 H25年~H26年の解析の透水係数は誤りであることをセンターは、S.No.B-04の回答⑥でも認めているが、まだここで「危険側という視点から見て、妥当な設定であったことは確認しています。」と説明し、矛盾したことを平気で説明している。意見書(2)S.No.B-04、6-3に示されるように誤りであった。岡大の西垣教授・鳥大の北村名誉教授もv=kは誤りであると見解を述べておられる。 ・上表のような結果では、約8年と4,000年では500倍の違いがある、このような報告書をセンターは完成検査を終え、検査完了として総額2,400万円を支払っている（センターとCECの直接契約であるのですべての責任はセンターが負う）。地下水の透水係数が倍・半分（許容範囲）の違いでなく、500倍もの違いある報告書は技術報告書と言えない。それでもなお、センターは何を根拠にしているのか不明であるが、「最も短期間である約8年」を正当化している。全く、信じられない詭弁である。	<ul style="list-style-type: none"> 参考再回答書[357-2]後段のとおりです。 																																										

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[360]	前計画		<p>⑨三次元解析全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次元解析は、実際の複雑な地形・地質や地下水の流れを、当該地の特性を踏まえながら単純化したモデルにより、工学的な手法により行うものです。 ・一般的に、モデル化に当たっては、より多くの調査の実施及び調査データの反映を行えば、より精度が向上するものと考えられますが、実際には様々な要因があり、精度の向上に限界があるのも事実であり、三次元解析の必要な精度は、その目的によるものと考えています。 ・従って、今回の三次元解析については、上記のとおり、万が一の事故等への対応措置の検討に資するうえで危険側の観点での解析が行われていることから、必要な精度は確保できているものと考えています。 	[360-1]	<p>(9)</p> <p>9-1当然である。地下水シミュレーションの講義は不要である。</p> <p>9-2オーダーが違えば、全く意味がない。なんのための3次元解析なのか。S.No. B-05の8-3で手計算で約1分ぐらいで到達時間など計算できる。「三次元解析の必要な精度は、その目的によるものと考えています。」との見解だが、地下水の各数値にたいして自治会住民は、±50%~100%（即ち数値が倍・半分）であっても何もコメントしません。しかし、数値のオーダーが違えばなぜかと詳細なチェックをすることになります。左記の見解書ならば、何のために、高いコンサルタント料を支払って、どんな数字があっても、センターは受け入れるということを下記意見書は証明しています。これまで、このように詭弁で自治会住民を侮ってきたことの証明である。</p> <p>9-3意見書S.No. B-05(8)8-2の表にあるように、到達粘水が約9年、9年、4,000年、57年となっても何らおかしいと感じないのか？センターには良心が全くないのか、信じられない。西垣教授・北村名誉教授の見解さえ無視して、ここで更に結論をとって、「危険側の観点での解析が行われていることから、必要な精度は確保できているものと考えています。」と言う、心境を知りたいものです。</p> <p>センターがこの見解書/回答を作成したのならば、その職員の技術士または技術士補の氏名・登録番号の開示を求めます。また、エイト日技の主任技師である技術士及び特に地下水担当の技術士の氏名・登録番号の開示を求めます（契約書に添付されているはずです）。</p>	<p>・参考再回答書 [357-2] 後段のとおりです。</p>
[361]	前計画	<p>【S.No.1】 3. これまでは県・事業センターの成果品に対する竣工検査（技術的チェックは無し）を実施していなかったが、事業センターは、事業主体変更に伴い、環境プラントが作成した成果品（報告書）の審査検討委託業務をH27年エイト日技と締結した。エイト日技は、特に地下水の調査・解析に対して鋭い指摘を行い、また区画割擁壁の設計ミス指摘して、報告書の杜撰なことを証明した。その後、事業センターは別案検討委託業務をエイト日技に委託、基本計画・設計、事業計画書を作成した。エイト日技の変更案は、巨大な区画割擁壁（高さ10mの擁壁）無し案で、CECがH21年に作成した一般土木技術者が考える基本計画案とほぼおなじ基本計画へと再度変更した。土木計画・設計は一般にその地形・地質等の自然条件を最適な組み合わせが出来るように計画するのが基本である。基本計画が変更になる場合は、予測不可能な基礎地盤の存在、計画ミス・設計ミス等の場合に限られることが多い。</p>	<p>・審査検討委託業務報告書は、事業主体の変更に伴いより環境に配慮し安全で安心な計画となるように検討すべき点を述べているものであり、環境プラント工業が作成した事業計画の設計ミスを指摘しているものではありません。なお、センターとしても当時環境プラント工業が作成した事業計画は国の基準等に適合しているものと考えています。</p> <p>・別案検討委託業務は、環境プラント工業主体の事業計画を否定したものではなく、センターが事業主体となったため、センターとしての事業計画案を検討したものです。</p> <p>・環境プラント工業主体の事業計画案からの変更は、事業主体の変更に伴い、既設一般廃棄物処分場の埋立工程への影響を回避するため、埋立順序を変更して2段階（I期・II期による期別計画）に分けて処分場を整備することとしたものであり、その結果として区画割擁壁を取りやめたものです。</p>	[361-1]	<p>3. 県・センターは、成果品に対する竣工検査（完成検査）の技術審査を実施しなかった。住民監査委員は、最終報告書に記載されているが、成果品は一定レベルに達していることを確認する必要があると判断した。また、技術審査は当然環境省の廃掃法の生活環境影響評価指針第一条に「施設の許可に当たっては、従来からの基準である環境省令に定める技術上の基準に適合しているとともに（全国一律基準）、新たな許可基準・・・について審査されることになる。」と明記されている。また県条例「鳥取県補助金交付規則：第15条」に基づき専門的、技術的な完成検査が必要である。しかし、センターは生活環境調査指針の調査項目のチェックのみで、技術的審査は不必要として、実施してこなかった（住民監査の陳述）。また、他県の例であるが、高知県の補助金・間接補助金条例では、地方自治法に従い、「建設土木においては検査確認のうえ交付する確定するものは、必ず完成検査等を行うこと。」と非常に明確に規定されている。完成検査（技術審査を含む竣工検査）を実施していなかったセンターの重大なミスである。回答を求めます。</p> <p>H22年2月（センター収集報告書No.5-H22年2月版：底盤が純勾配）に区画割擁壁案がもし必要ならばそのまま基本計画上に設置すると考えるのが一般土木屋の常識である。エイト日技も同じ基本計画（底盤の流下方向が純勾配）である。左記のセンターの説明は、理由にならない説明である。再度回答を求めます。CECの基本計画（H26年3月：底盤の流下方向が逆勾配）ではない。センターが「事業計画書」を作成したのならば、その主任技術士の氏名・登録番号の開示を要求します。</p>	<p>・住民監査結果については参考回答書 [364] のとおりです。</p> <p>・環境プラント工業が作成した事業計画において、水処理施設の位置を定めた経緯については把握していませんが、参考回答書 [362] のとおり、問題のない設計であったと考えています。</p>
[362]	前計画	<p>【S.No.8】 ①浸出水が南側方向の地形と逆勾配に南西端で集水され浸出水調整槽へポンプアップされ、逆に地下水は地形勾配と純勾配となり、また区画割擁壁を入れるような基本計画がなぜ策定されたのか？</p>	<p>・環境プラント工業が事業計画で採用した水処理施設の位置は処分場上流側（県道尾高淀江線側）ですが、浸出水は遮水シートにより外部と遮断されますし、底面遮水構造の勾配を上流側に向けることで浸出水を調整槽下部に自然流下させることが可能であり、問題のない設計だと考えています。</p> <p>・区画割擁壁は埋立区域を細分化し、埋立作業を区分することで浸出水の発生量を減らし、水処理施設の規模を縮小させる等のメリットがあるため、環境プラント工業の事業計画で採用されたものです。</p>	[362-1]	<p>1. 一般土木技師の考えるように、CECの基本計画はH22年2月までは、エイト日技と同様な基本計画（準勾配計画）であった。H26年3月の計画は、底盤を南側方向へ勾配を付ける（逆勾配計画）とする。区画割擁壁は不要と判断するが、本当に必要であるとするのならば、CECの基本計画はH22年2月及びエイト日技の基本計画（準勾配計画）の基本計画上に、擁壁計画を実施すればよい。浸出水処理施設への揚水高も低くなり、維持管理費も削減できる。CECのH26年3月の最終版の基本計画は、下流右岸側に土地確保が困難な場合には、底盤の逆勾配案の選択肢の一つであるが、左記の見解書は一般土木技師の発送ではない。だからCECはH22年2月まで、エイト日技・CEC（H22年2月）は、一般的な土木技師の発想に基づく基本計画を策定した。問題のない計画・設計ならば、実施設計も完了した事業計画の基本計画まで変更するのか、明確な技術的な回答を求めます。事業主他の変更はその理由に問わず。</p> <p>2. 区画割擁壁の目的は理解できる。しかし浸出水を県道横の高所までポンプアップを必要とし、維持管理費の増加となる要因である。センターは、どのようなメリットがあると評価されたのか？回答を求めます。エイト日技及びCECのH22年2月の純勾配案である基本計画は常識的に使用電力量の節電をでき維持管理費の削減に大きく寄与するものと考えている。また、浸出水と地下水の流向は逆方向のとなり処理に特に注意を要する。</p>	<p>・参考再回答書 [361-1] 後段のとおりです。</p>

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[363]	前計画	【S.No.8】②センターは、県と相談の上、環境プラントをサポートしていたと県・市議会・住民への説明資料に何回も記載しています。何故、エイト日技は環境プラントが作成した報告書の技術的な審査検討をH27/6月になり開始したのか？	・環境プラント工業から当センターへの事業主体の変更を受け、センター主体としてよりふさわしい最終処分場計画とするため、環境プラント工業が作成した計画についての審査検討業務をセンターがエイト日本技術開発に委託したものです。	[363-1]	2. センターの回答は、「センター主体としてよりふさわしい最終処分場計画とするため、環境プラント工業が作成した計画についての審査検討業務をセンターがエイト日技に委託したものです。」との説明である。これまでCECの作成した計画・設計はふさわしくなく、何かに大きな問題がありと判断し、技術的な審査・検討をH27/6月に開始したことになる。これは「センターはこれまで報告書の技術審査も無く、項目のみのチェックで完成検査を終了した。」ので、センターが事業主体になったこの時点で、技術的審査を全く実施していないので、専門のコンサルタントのエイト日技に技術的な「審査・検討」を委託した。そしてその審査・検討開始約1カ月後に積算書を提出させ、「別案検討（区画割擁壁無し）」の業務をエイト日技に委託した。実施設計を完了した事業計画を、約1カ月後にその基本計画を変更しなくてはならなかった大きな理由があったはずである。事業主体の変更はその理由にあらう。主な理由は、これまでセンターが技術審査をしていなかったがゆえ、エイト日技に技術的な「審査・検討」を委託したと理解するが、この理解で良いか？回答を求めます。	・参考回答書 [361] 及び [363] のとおりです。
[364]	前計画	【S.No.9】・H27年の住民監査報告書でも、「成果品について内容的に一定のレベルが担保されていることについて確認行為は必要である。」との判断である。即ち技術審査が必要である。	・平成27年の住民監査請求に基づく監査の結果の監査委員の判断における「成果品について内容的に一定のレベルが担保されていることについて確認行為は必要である。」とは県が補助金の交付目的の達成の判断をするにあたり必要だと述べられているもので、この前提のもと監査委員は「必要な検査及び確認を行っているものと認められ、違法若しくは不当な支出とは言えない。」とされており、結果、住民監査請求は棄却されています。監査結果については県のホームページにも掲載されておりますのでご確認ください。	[364-1]	1. 県条例「鳥取県補助金交付規則：第15条」に基づくと専門的、技術的な完成検査が必要」とある。また、地方自治法に基づき、高知県の補助金・間接補助金条例では、「建設土木においては検査確認のうえ交付する確定するものは、必ず完成検査等を行うこと。」と非常に明確に規定されている。住民監査では棄却されたが、住民監査委員の最終報告書3.(1)には「補助金交付要綱上、間接補助事業の実施内容として・・・、その成果品についても、検査において内容的に一定レベルが担保されていることの確認は求められるものとする。」として、地方自治法、廃掃法の生活環境評価指針に基づいた指摘がなされた。住民監査では、成果品の一定レベルの確認を求められている。住民側のコメントに対する技術会議開催、エイト日技のCEC作成の報告書に対する鋭い指摘、更に基本計画を変更したことは、事業主体が変わっても、実施設計が完了している基本計画の変更は非常に稀であり、既に環境プラントはH22年2月にエイトと同様な基本計画を行っていた。センターは、成果品（報告書）の完成検査を項目のチェックのみで、技術審査を行わず、最終支払いを完了したセンターの重大なミスである。	・住民監査結果については参考回答書 [364] のとおりであり、住民監査請求は棄却されています。
[365]	前計画	【S.No.9】・H26/3月版の「事業計画書」・「実施設計書」が提出されるまで、住民側専門家の多数のコメントがあったのにも関わらず無視し、何故センター・県ではその報告書内容についての技術審査を行わず、今回エイト日技の技術的審査検討となったのか？	・センターにいただいた御意見等には適切に回答しています。 ・審査検討を行うことになった経緯については、[363]と同じ回答です。	[365-1]	2. 下記公文にて、技術会議の開催要求を行なえど、センターは拒否し、H26/4月以降全く行われていない。LEIA-009(H26/09/10)、LEIA-010(H26/10/15)、LEIA-012(H26/06/01)、下泉1号(H28/02/01)、L-017(H28/06/07)、L-018(H28/06/07)、L-020(H28/06/30)、L-022(H29/01/06)、LL-025(H29/04/18)、L-028(H29/05/12)等公文にて技術会議開催の要請、また面談にて口頭での要求をしたが、全く開催されず。技術的問題点を指摘しても誠意ある適切な回答などなく、技術会議開催の拒否であった。これで左記の「適切に回答している。」と言い切るのか？その回答を求めます。 3. センターは技術審査を行うことなく完成検査を終了したため、エイト日技に技術的な審査・検討を委託した。緻密な地方自治法では、補助金であれ、間接補助金であれ、建設工事費40億円以上の土木施設の計画・設計報告書の完成検査がその技術的審査も無く必要項目のみのチェックであるとの県・センターが理解しているとは信じがたいことです。(S.No.1.3を参照のこと)。住民にとっては、建設費40億円以上の巨大施設の計画・設計・実施設計の技術審査も無く、建設されるとは信じがたいことである。センターの地方自治法の解釈により、センターはこれまで技術審査など不要であるとの、土木施設の成果品（調査・計画・設計の報告書、施設等）の竣工検査（完成検査）では、報告書に調査項目のチェックの確認で完了としていた。回答[363]は、「・・・センター主体としてよりふさわしい最終処分場計画とするため・・・」これまで環境プラント・CECが作成した報告書は杜撰であったことの証明である。センターでこの「事業計画書」を作成されたとのことですので、作成された主任技術士の氏名の開示を求めます。	・技術会議の開催に関しては、文書で回答しています。 ・環境プラント工業の報告書については、参考回答書 [361] 前段のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[366]	前計画	【S.No.10】・H27/6/25締結の「審査検討委託業務」開始直後の約1カ月後のH27/7/29には、既に区画割擁壁無しの「別案検討業務」見積書を提出し、開始から約40日後のH28/8/6に区画割擁壁無しの「別案検討業務」がエイト日技から提案された。エイト日技は、H27/7/29には既に見積書を提出しているため相当以前に「別案検討業務」が必要であると判断し、事業センターと打ち合わせを行っていたと推測される。このように非常に短期間に「別案検討業務」実施が決定されたことは、非常に重大で且明らかな計画ミスまたは設計ミスが判明した場合と推察される。変更になった主な理由は何か？	・環境プラント案からの事業計画の変更は〔361〕と同じ回答です。 ・別案検討委託業務については、審査検討委託業務において、主体変更後の責任の明確化などにより、計画変更が選択肢の一つとして早い段階で想定されたため、見積書の提出を求めたものです。	[366-1]	1. S.No. 1、3. を参照。CECの報告書をセンターは自治会住民を集め説明してきたが、出来が良くなって、「事業主体の変更に伴い、安全で安心は計画となるよう審査・委託」をエイト日技に実施させた。審査開始後約1カ月で基本計画も変更する「別案検討（区画割擁壁無し）」を提案、その見積りを同時に提出している。 2. 左記見解書は意見書の回答となっていない。何故、実施計画を完了した事業の基本計画まで変更となったのか、左記の意見書(1)の回答を再度求めます。 審査・検討瑕疵後約1カ月で（H27/7月末）、センターは「見積書の提出を求めたものです。」との説明である。即ち、地域住民達からの各報告書及び基本計画案に対する問題点の指摘等により、既にセンターはCECの基本計画に疑問を持っていた。従い、このように早い段階で「区画割擁壁無し案」の基本計画変更の見積書の提出を求めていたことが、センターの左記回答で明確になった。その他の箇所では、エイト日技が提案したとの理解であったと記載しているが、センターが提案してと読み替えてください。審査・検討開始後約1カ月で（H27/7月末）、H27/9月県議会へ補正予算3,900万円を申請、承認、H27/10月「別案検討」契約。一般には、詳細設計が完了している事業計画の基本設計の変更は非常に稀である。重大な計画ミスか、重大な設計ミスか、地中からの埋蔵文化財の出現（詳細設計前に調査は完了）等々である。	・エイト日本技術開発に発注した審査検討業務については、参考回答書〔361〕前段及び〔363〕のとおりです。 ・別案検討委託業務に係る見積の時期については、参考回答書〔366〕後段のとおりです。なお、環境プラント工業の事業計画からの変更については、参考再回答書〔355-5〕中段のとおりです。
[367]	前計画	【S.No.11】・事業主体の変更にかかわらず、成果品の技術的な審査検討は竣工検査時に実施すべき事業センターの責務である。事業センターに回答を求めます。 ①住民側専門家からマイナーなものも含むが、基本的で且重要なコメントもその中に含まれていたのに、その技術審査を行うことなくして、何故この時期に審査検討をコンサルタントへ依頼したのか？	・〔366〕と同じ回答です。	[367-1]	1. 回答[366][363]は左記の意見書(1)の回答になっていない。S.No.1(3)と再度参照の上、再度の回答を求めます。大体、審査・検討開始約1カ月後に、基本計画を変更しなければならないほど、環境プラント・CEC作成の「報告書が杜撰であった」ことの証明である。また同時に、住民側から多数の技術的コメントがあるにもかかわらず全く考慮せず、センターは必要項目のみのチェックで、技術審査でその内容のチェックを実施しなかったことが（住民監査報告書3(1)を参照）、故の重大なミスである。結果として基本計画の変更である。センターは、コンサルタント委託業務で補助金にて7,650万円（5,250万円＋追加2,400万円）、環境プラントから全く無駄な報告書買い取り5,100万円、そしてエイト日技に3,900万円と総額約1.6億円も支払った。因みに、鳥取県が実施した土木関連施設の調査・計画・設計のコンサルタント委託経費はH26年までの10年間で、5,000万円以上の契約が1件あるのみである（倉吉～関金道路）。土工事が主で比較的施設設計の少ない比較的単純な業務に、何故このような莫大な血税1.6億円が浪費されているのか？本来ならばこれまで契約にあるように、①環境プラント/②センター補助金/③エイト日技の見積り（約3,900万円＋実施設計費が必要）のように5～6,000万円の業務であるのに、何故コンサルタント業務委託費の支払いが総額約1.6億円となるのか？センターのこれまで行ってきたことに疑問を持つ。再回答を求めます。	・住民監査結果については参考再回答書〔364-1〕のとおりです。 ・環境プラント工業の事業計画からの変更については、参考再回答書〔355-5〕中段のとおりです。 ・委託業務費については参考回答書〔323〕のとおりです。
[370]	前計画	【S.No.12】・区画割擁壁は不必要と思うが、CECの実施設計では下部擁壁と上部擁壁の基礎地盤が下部擁壁と同じ地盤強度で設計されていた。これは、CECの設計ミスではないのか？センター及びエイト日技の見解を求めます。	・上部区画割擁壁の支持地盤となる廃棄物層は下部擁壁の支持地盤とは異なるものですが、環境プラント工業主体の事業計画では、廃棄物層は既設一般廃棄物最終処分場と同様、砂分が強度を支配すると考え、下部擁壁と同等の地盤支持力を設定していました。上部擁壁の施工の際には平板載荷試験等により地耐力を確認し、強度を満足しない場合は地盤改良、擁壁の構造の再検討等を行う計画としていたものであり、環境プラント工業主体の事業計画の設計ミスではありません。	[370-1]	1. ポーリングH20-B2が一般廃棄物処分場内で実施された。N値は4～10程度である。一般にはN値は4～5と考え設計を行い、図面の中にその旨（設計値、再設計、図面変更などの注意書きを記入）を記入しておくのが技術者の良心でミスを防ぐ方策かと思う。N値は4～5の基礎地盤でどのような地盤改良をおこない、擁壁構造をどのようにするのか？センターに回答を求めます。 これまでCECの実施してきた計画・設計・地下水解析等の報告書を読むと、エイト日技も審査・検討委託業務書に記載しているように、「エイトの確認事項」の鋭い指摘、それに対する「CECの曖昧な回答」は全く確認事項の回答になっていない項目が多数ある。特に地下水調査・解析の透水係数関連項目など杜撰である。地下水の専門家が報告書を査読したのかと疑う項目が多い。基本計画が審査・検討開始後1カ月で変更になるような杜撰なものであったことの証明でもある。	・区画割擁壁下部における廃棄物埋立段階から、埋立廃棄物の種類、締固め密度等に配慮し、擁壁の施工段階において基礎形式および地盤改良の必要性等について改めて検討する計画であったと認識しています。 ・審査検討委託業務報告書については参考回答書〔361〕前段のとおりです。
[371]	前計画	【S.No.13】・CECが作成したH21/6月の「生活環境影響調査」報告書の基本計画を採用せず、区画割擁壁は不要であると確信するが、必要であったならばH21/6月の基本計画に区画割擁壁を計画すれば単純な計画変更である。エイト日技案は、CECがH21/6月に提案した基本計画・基本設計とほぼおなじである。なぜH26/6月版の基本計画案にこれをベースにしなかったのか？その主たる理由は？事業センターの回答を求めます。「事業計画書」をセンターにて作成された自治会住民の前で、大見得を切って明言されたので、回答を願います（S.No.1～6を参照）。	・環境プラント工業の事業計画は〔362〕の回答のとおり、浸出水の減少も考慮して計画されたものであり、問題のないものであったと考えています。	[371-1]	1. 区画割擁壁で浸出水の減少を考慮するのは良しとするが、本当に必要ならばエイト日技が基本計画に設定したように底盤の流向を巡勾配とするCECが作成したH22/2月の基本計画上に区画割擁壁を計画するのが一般的であろうと住民側はコメントしていた。何故、処理施設を地区南西部の地盤標高の高いところに計画するのか？CECH22/2月及びエイト日技の基本計画のように、北東部の管理棟地区に計画すれば浸出水の揚程が低くでき維持管理費を低く抑えることが可能となる。センターの回答を求めます。エイト日技の基本計画が自然であり、一般土木技師の一般的な考え方です。左記の回答、「問題のないものであったと考えています。」ならば、何故エイト日技の基本計画は、センターのいつも言う「より良き計画案だから」という説明となる。センターは「ミスを指摘されると、常々より良き案・計画となる。」説明するのが常套手段である。問題あるから、エイト日技は、実施設計まで終えた事業の基本計画を変更したのですよ。回答の「問題のないものであったと考えています。」は、不適当な計画であったので、基本計画の計画変更を行ったと理解します。そういうことですね⇒Yes/Noで回答をもとめま	・参考回答書〔362〕前段のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[372]	前計画	【S.No.14】・H26/3月版の基本計画・設計は、普通の技術者ならば考えられない基本計画である。平成25年10月版のコメントで、住民側も区画割擁壁案に対するコメントを提出していた。前項S.No.13に説明するように単純に区画割擁壁を配置する基本計画としなかったのか？(区画割擁壁は不必要だが！！)何故H26/3月版の計画案が策定され、それに多額の補助金が交付されたのか？センターに回答を求めます。	・[371]と同じ回答です。 ・なお、本事業計画策定に要した費用(別案検討委託業務の費用)は補助金ではなく、県からの借入金で実施しており、今後の処分場収入により県に返済するものです。	[372-1]	1. 回答[371]は、意見書(1)の回答となっていない。浸出水の減少に関する意見書でないので、回答となっていない。区画割擁壁は不要と思うが、本当に必要ならばCECのH22/2月の基本計画(底盤の純勾配案)上に、単純に擁壁を配置すべきである。エイト日技の基本計画も、下流側へ浸出水が流れる純勾配となるCECのH22/2月の基本計画と同じである。 2. センターがこれまで技術審査無しで項目のチェックのみの形式的な完成検査を実施したが故に、これまで本事業のコンサルタント委託料に1.6億円もの大金を支払ったことが問題である。また、補助金でなく県からの貸付金であり、補助金ではないとしているが、建設費も補助金、維持管理費にも補助金が投入される。貸付金と云えど、将来は補助金となり県民の血税が使用されることになる。既に最初の計画段階から事業そのものの経済性が無いことを証明しているので、返済など不可能と思う。これまで、約3回(H22・H26・H28)のコンサルタント委託業務1.6億円もの大金を言葉巧みに投入してきたことが、その事実を証明している。再度回答を求めます。	・水処理施設の位置については、参考回答書[362]前段のとおりです。 ・県からの補助金、貸付金については、県の予算として県議会の承認もいただいたものであり、適切なものと考えています。
[373]	前計画	【S.No.15】・CECのボーリングの土質区分をCECの地盤工学会の土質区分から地質分類基準へ変えたのは、CECの分類に誤りがあり、変更したのか？変更しなければならなかった主な理由は？	・土質区分について参考にした基準は変更していません。	[373-1]	1. 砂礫層が、何故凝灰角礫岩(半固結：固結)となるのか？CECの採用した地盤工学会の土質区分での分類は、正しかったのか、誤りであったのか、砂礫層を凝灰角礫岩(半固結：固結)と変更したのか？回答を求めます。エイト日技の報告書にあるように、砂礫層と凝灰角礫岩(半固結：固結)の表示では、その受け止め方が大きく変わる。CECの区分は誤りであり、砂礫層ではなく、業界角礫岩(半固結：固結)と変更したのか？その変更理由を求めます。それでは、CECの土質区分・柱状図の作成基準は地盤工学会ですか？エイト日技はこの基準に基づき3本のボーリング柱状図は作成されたのか？エイト日技の回答を再度求めます。	・土質区分については、参考回答書[357]④のとおりです。
[374]	前計画	【S.No.15】・また、CECの小分類から、エイト日技の中分類へと変更したのか？一般に調査が進めばより詳細な土質状況がわかるので、中分類から小分類へと変更されることは発生するが、その逆は理解できない。CECの土質分類が誤っていたのか？	・[357]④と同じ回答です。	[374-1]	2. 現地踏査で砂礫層が軟岩であったとの説明だが、この地区は大山の麓であり多数の自噴井があることから火山性堆積物であることは容易に推測でき、また多数の報告書・文献からも分かる。H24-No.2, H26-No.1, H26-No.2のコアサンプル・コア写真でならば確認できるが、現地踏査で標高20m以下に存在する砂礫層が軟岩であったと判定できるのか？軟岩であったならば、CECの砂礫層の土質区分が間違いであったということか？回答を求めます。また、CECは現場透水係数の測定もJIS基準に従って実施したとの説明であるが、①透水係数測定区間も帯水層内の1.0m区間で、②掘削管と掘削面のシール(パッカー)もなく、③孔面とボーリング・ロッドの漏水は密着掘りを実施したとの説明であった。密着掘り程度で漏水は止めることが出来ない。CECの地下水流向等調査報告書(H27年3月)のボーリングH26-No.1, H26-No.2の現場透水試験の生データ(特に回復法)がある。エイト日技は透水係数の算定に鋭い質問を行いながら、これらの貴重なデータのチェックを行わず、報告書には「原位置試験(現場透水係数など)の数値算出過程までのチェックは実施していない。」としている。なぜチェック・検討しなかったのか？回答を求めます。問題ありと判断したので、別案検討業務で地質・地下水調査(現場透水試験も含む)、地下水3次元解析(総額1,400万円の見積り)を提出したのがその主たる理由であると思う。「数値算出過程までのチェックは実施していない。」その理由をエイト日技に再度の回答を求めます。また、センターは何故その理由を求めなかったのか、そ理由も求めます。	・現地踏査については、参考再回答書[357-3]前段のとおりです。 ・現場透水試験については、参考回答書[382]のとおりです。
[375]	前計画	【S.No.16】①CECが実施した調査・計画・設計に対する審査検討の報告書で、エイト日技は「透水係数確認：砂礫層2.5x10-4cm/s, 火山灰層1.5x01-3cm/sで間違いないか。一般に、砂礫層の方が高く、火山灰層の透水係数が低い。」と鋭い指摘をした。CECの透水係数の設定は正しいのか？	・[357]④と同じ回答です。	[375-1]	1. 左記見解書[357]④は、意見書の回答になっていない。エイト日技は、CECのコアサンプル・コア写真があるものは、柱状図・土質区分も変更している。これはCECの地盤工学会の分類方法が誤りであり、地質工学会の分類基準に変更したのか？また、地下水解析モデル設定の土層の4層(Dtf2, Dcg2, Dtf1, Dcg1)の分類は誤っていたのか？CECの透水係数の設定は正しいのかの回答は[357]④の回答には一切触れていない。再度、回答を求めます。	・土質区分については、参考回答書[357]④のとおりです。 ・透水係数の設定については、参考再回答書[357-2]後段のとおりです。
[376]	前計画	【S.No.16】②確認事項に対するCECの回答は意味不明。エイト日技の検討結果には「考え方の整理が必要と思います。」との指摘ですが、整理などもできない。何もできないので透水係数算定の検証が必要である。従い、CECの透水係数の設定は、正しくないとのエイト日技の理解としてよいか？	・[357]④と同じ回答です。	[376-1]	2. 左記見解書[357]④は、意見書の回答になっていない。エイト日技の検討結果には「考え方の整理が必要と思います。」との指摘であるが、CECは4H26/3月末にセンターの完成検査を終了し、業務を完了している。「考え方の整理をどのように行うのか」エイト日技の回答を求めます。この検討結果は、意見書(1)①に対するエイト日技の回答だが、岡大の西垣教授・鳥大の北村名誉教授も明確に「CECの $v=k$ で透水係数を算定したが、誤りである。」との見解である。H26/3月までの採用された透水係数は「流速=透水係数」は正しいのか= \Rightarrow Yes/Noで回答を求めます。S.No.20に各報告書の地下水3次元解析された4層の採用された透水係数を示している。流向流速計から求めた①透水係数も $v=k$ とする重大なミス、②機器の測定外の値を採用、③方対数でその中央値を採用、④最後に最終報告書のこれらの数値を採用しているのにもかかわらず、エイト日技の「確認事項」に対して(11頁のP32)、あくまで参考値であると主張。参考値で最終報告書を作成したことを自ら証明した。また、意見書(1)のS.No.20に表記されているとおり、H25/6月版、H25/10月改訂版、H25/6月最終版と全く同じ透水係数を採用しているため、左記の意見書の「CECの透水係数の設定は、正しくないとのエイト日技の理解としてよいか？」の回答を求めます= \Rightarrow Yes/Noで回答を求めます。	・参考再回答書[357-2]後段のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[377]	前計画	【S.No.17】・流向流速計にて流速から透水係数へは動水勾配を仮定する必要ありと認めている。しかし参考値として取り扱うので流速=透水係数としたとCECは回答。これまで住民側専門家はコメントにて度々指摘しているのにも関わらず、事業センター・CECは無視してきた。CECはここで初めて自ら間違いを認めたが、参考値として取り扱うので流速=透水係数としたなどと詭弁を弄している。即ち、この透水係数を使用し解析した結果は、誤りである。ここで、エイト日技は、なぜ審査検討結果で、指摘しなかったのか？その理由は？	・ [358] ⑥と同じ回答です。	[377-1]	1. 左記見解書[358]⑥は、意見書の回答になっていない。ダルシー則を無視し、 $v=k$ としたことが誤りの原因である。西垣教授のH26/6/20の面談記録を参照されたい。西垣教授は「住民側の度重なる指摘が正しく、 $v=kxI$ (動水勾配)であり、危険側の視点でないこと。」との見解を出されている。恥もなく県・センター職員・地下水専門コンサルタントが、地下水の基本の基本を、日本の地下水の第一人者であり、前地盤工学会副会長である西垣教授の助言を求める事項ではない。地下水の動水勾配を考慮していなかったがため、経過地帯の地下水から判断して、透水係数を1/50~1/100と過小評価していたことになる。また、意見書(2)S.No.16に指摘したように、数々の基本的なミスを重ねている。回答[358]⑥にて、ここに至っても、なおかつ「当時設定した透水係数は、危険側という視点から見て、妥当な設定であったことを確認しています。」との詭弁を弄しています。ミスはミスとして認めるべきです。	・参考再回答書 [357-2] 後段のとおりです。
[378]	前計画	【S.No.18】①住民側の度々の指摘にもかかわらず、上記コメントS.No.17にてCECは、参考値として取り扱うと回答しているのに、H25/6月版、H25/10月版、H26/3月版報告書で、同じ透水係数をなぜ使用していたのか？	・ [358] ⑥と同じ回答です。	[378-1]	1. 左記見解書[358]⑥は、意見書の回答になっていない。意見書(1)S.No.20の表に示すように、H25/6月版(案)、H25/6月改定版、H26/3月最終版まで、透水係数は同じである。センターは、回答[358]⑥で「当時設定した透水係数は、危険側という視点から見て、妥当な設定であったことを確認しています。」との詭弁を弄しています。ミスはミスとして認めるべきで、西垣教授の指摘を真摯に受け止める必要がある。	・参考再回答書 [357-2] 後段のとおりです。
[379]	前計画	【S.No.18】②参考値としてH26/3月までに提出した全報告書は全く同じ値を用いている。参考値でなく採用値である。CECの回答は事実を回答していないと思えるが、エイト日技の所見は？	・ [358] ⑥と同じ回答です。	[379-1]	2. 左記見解書[358]⑥は、意見書の回答になっていない。意見書(2)S.No.18と同じ。再度の回答を求めます。	・参考再回答書 [357-2] 後段のとおりです。
[380]	前計画	【S.No.19】①CECのH27/3版報告書では、Case-Aとして火山灰層(Dtf1、Dtf2)、砂礫層(Dcg1、Dcg2)の透水係数は全4層共に10-5cm/sのオーダーである。一般に、種々の解析に入る前に、インプットデータとなる透水係数がこのような値ならば、インプットデータの再検討等を行うのが一般的な技術屋の手順ではないか？エイト日技の所見を聞きたい。	・ [358] ⑥の回答のとおり、透水係数の設定は妥当であったことを確認しているため、再検討は行っていません。	[380-1]	1. 西垣教授のH26/6/20の面談記録にある指摘されているように、 $v=k$ は間違いであった。意見書(1)S.No.20に示すように透水係数の設定により、各報告書で8~9年、8年、4,000年、57年とオーダーの違う結果がある。それでも透水係数の設定は妥当であったと、どの報告書で確認したのか？センターに回答を求めます。 ・またダルシー則と連続の式にて地下水3次元解析のシミュレーションを実施するのに、H25年6月版の生活環境調査報告書では、①同定箇所を2箇所のみ(2点では水面を同定不可能)、また②地下水水位が海水面以下のマイナスとなるなど、重大なミスを犯していた。これら全てが住民側からのコメントで指摘された。 エイト日技の「審査・検討報告書」には「原位置試験(現場透水係数など)の数値算出過程までのチェックは実施していない。」との記載となったのか、その生データに問題があり透水係数の算定に問題ありと判断したが故、このような記載となったのではと推察するが、エイト日技の回答を求めます。 ・エイト日技も審査・検討報告書にて「質問事項」では厳しい指摘を行っていたが、「検討結果」では技術士倫理規定から外れるような技術士らしからぬ結果として取り纏めている。これは、センターの指示に、又は相談の上、報告書の「検討結果」の記載となったのではないかと推察される。回答を求めます。	・透水係数の設定については、参考再回答書 [357-2] 後段のとおりです。 ・三次元解析については、参考回答書 [360] ⑨のとおり、必要な精度は確保しているものと考えています。
[381]	前計画	【S.No.19】②全4層共に10-5cm/sのオーダーの値を採用し、処分場計画地の下流約900mの「小波上の泉」までの到達年数は4000年と算定、その他多数の解析を行った。ここで、透水係数の設定にエイト日技は当然この値が不自然であると理解していたはずである。それまで透水係数の設定に対して鋭い指摘を行っていたのに、H27/3月版報告書に現場透水試験の全資料があるのに、なぜここで「数値算出過程のチェック(38頁)」に至らなかったのか？その主な理由は？	・ [380] と同じ回答です。	[381-1]	2. エイト日技は透水係数の設定が妥当であったと判断したのか？「数値算出過程のチェック(38頁)」に至らなかったのか？エイト日技にその回答を求めます。エイト日技の地下水担当技術士、及び主任技術士の氏名・登録番号の開示を求めます。開示を求めます。	・参考再回答書 [357-2] 後段のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答																																				
[382]	前計画	<p>【S. No. 20】・この結果に疑問を持ち、Case-Bとして砂礫層-1(Dcg1)の透水係数を10-3cm/sのオーダーに変え、到達年数が57年と算定。しかし、これまで地下水浸透流解析で5ケースを行い、ただ数値計算を行ったのみの計算結果のみの記載で、一連の地下水浸透流解析の考察はない。</p> <p>下記はこれまで採用・解析に供された各層の透水係数、及び計画地区から下流の湧水地点である「小波上の泉」まで(約900m)の地下水の到達時間(年)を表示したものです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H25/6月版</th> <th>H25/10月版</th> <th>H26/3月版</th> <th>Case-A*</th> <th>Case-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dtf2</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻⁵</td> <td>4.9x10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>Dcg2</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.0x10⁻⁵</td> <td>1.3x10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>Dtf1</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>1.5x10⁻³</td> <td>5.8x10⁻⁵</td> <td>5.8x10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>Dcg1</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>2.5x10⁻⁴</td> <td>1.7x10⁻⁵</td> <td>1.5x10⁻³</td> </tr> <tr> <td>到達時間</td> <td>8~9年</td> <td>-</td> <td>8.3~8.6年</td> <td>4000年</td> <td>57年</td> </tr> </tbody> </table> <p>*H26-No. 1, H26-No. 2の現場透水試験(JGS1314): 試験方法に問題はないか? 試験結果報告書をチェックする必要がある(ボーリング孔の崩壊、ポンプの逆止弁の不備、地下水位の急激な変動等々)。H27/3月版の「回復法の現場透水試験データシート」をチェック願います。また、現場透水試験のCase-Aでは砂礫層も火山灰層も全層とも10-5cm/sのオーダーであります。これまた疑問に思われる透水係数の測定・算出結果のオーダーです。地下水専門家が報告書をチェックしているはずですので。これに対するエイト日技の所見を求めます。</p>	区分	H25/6月版	H25/10月版	H26/3月版	Case-A*	Case-B	Dtf2	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻⁵	4.9x10 ⁻⁵	Dcg2	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.0x10 ⁻⁵	1.3x10 ⁻⁴	Dtf1	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	5.8x10 ⁻⁵	5.8x10 ⁻⁵	Dcg1	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	1.7x10 ⁻⁵	1.5x10 ⁻³	到達時間	8~9年	-	8.3~8.6年	4000年	57年	・現場透水試験については、JGS1314に準じて実施しており、試験方法に問題はないと考えています。	[382-1]	<p>1. 意見書(1)の回答になっていない。左記の意見書の数値はCEC作成の各報告書にある各層の透水係数の設定である。計画地区から「小波上の泉」の約1000m間の到達時間を年数で示したものである。センターは、このでたらめな報告書作成に約2,400万円のコンサルタント委託費を惜しげもなく支払った。高度な3次元解析でも設定透水係数により大きく異なる。シミュレーションで最も重要な入力値は透水係数であるので、意見書S. No. 19にて指摘したように、エイト日技もその審査・検討報告書の「質問事項」では鋭い指摘をした。それでもセンターは透水係数設定に問題ないと考えているのか? CEC作成のH26年度地下水流向等調査業務報告書(H27/3月)のボーリングH26-No. 1, H26-No. 2の現場透水係数(回復法)の生データをチェックして、左記の「JGS1314に準じて実施しており、試験方法に問題はないと考えています。」とのセンター回答となっているのか? 左記の意見書(1)にて「試験結果報告書をチェックする必要がある。疑問点として①透水係数測定区間も帯水層内の1.0m区間、②ボーリング孔の崩壊、③ポンプの逆止弁の不備、④地下水位の急激な変動、⑤掘削孔側面とパイプとシール/パッカー(CECは密着掘りを実施との説明)、⑥算定地下水位と平衡地下水位差等々が考えられる。地下水専門の技術士のチェックを受けるよう、エイト日技に要求します。その結果の開示も求めます。H27/3月版の「回復法の現場透水試験データシート」をチェック願います。」との回答になっていない。問題があるのならその原因究明すること必要であり、生データをチェック・検討したのか? センターに回答を求めますが、センターが回答できるわけないので、エイト日技に回答を求めます。左記の回答では「JGS1314に準じて実施しており、試験方法に問題はない」としているが、それでは透水係数の算定過程・算定値のチェックを何故実施しなかったのか、チェックした上での左記回答か、エイト日技にこの回答を再度求めます。試験方法JIS1314に従って現場透水係数の測定を行うことには問題ないが、その結果に問題ありとエイト日技は「審査・検討」報告書で述べ、矛盾している(意見書(2)S. No. 20を参照)。エイト日技に回答を求めます。</p>	・参考回答書[382]のとおりです。
区分	H25/6月版	H25/10月版	H26/3月版	Case-A*	Case-B																																					
Dtf2	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻⁵	4.9x10 ⁻⁵																																					
Dcg2	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.0x10 ⁻⁵	1.3x10 ⁻⁴																																					
Dtf1	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	1.5x10 ⁻³	5.8x10 ⁻⁵	5.8x10 ⁻⁵																																					
Dcg1	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	2.5x10 ⁻⁴	1.7x10 ⁻⁵	1.5x10 ⁻³																																					
到達時間	8~9年	-	8.3~8.6年	4000年	57年																																					
[383]	前計画	<p>【S. No. 20】・透水係数の設定に鋭い指摘をしているのにも関わらず、現場透水試験等の数値算定過程のチェックをなぜ行わなかったのか(審査検討報告書 H28/3月:38頁を参照)? 意図的に実施しなかったのか? その主な理由は?</p>	・[382]と同じ回答です。	[383-1]	<p>2. 意見書(1)の回答になっていない、再度回答を求めます。「数値算定過程のチェックをなぜ行わなかったのか」その理由をエイト日技は、説明すべきです。H25/6月版報告書(案)の到達年8~9年は動水勾配I=1/100と仮定し約1分の手計算で、逆算すると10⁻²cm/sのオーダーとなる(3次元解析などしなくてもそのオーダーは算定できる)。10⁻⁴m/sのオーダーであれば、約10年で到達。</p>	・参考回答書[382]のとおりです。																																				
[384]	前計画	<p>【S. No. 22】・CEC作成の柱状図H26-No. 1の砂礫層(GL-30m~37m)の透水係数は5.5~5.8x10⁻⁵cm/s、火山灰層(GL-39m~45m)の透水係数は1.0~1.5x10⁻³cm/sとなっている。透水係数の設定に疑問を持つエイト日技は、平成27年3月版にその基礎データがあるのにもかかわらず、なぜ現場透水試験の数値算出過程をチェックしなかったのか? その理由は?</p>	・[382]と同じ回答です。	[384-1]	<p>1. 意見書の回答になっていない。意見書(2)S. No. 20, S. No. A-02も参照し回答を求めます。回答[382]は、「現場透水試験については、JGS1314に準じて実施しており、試験方法に問題はないと考えています。」との回答は、意見書(1)の回答ではない。S. No. 15(2)で述べているように、CECは現場透水係数の測定もJIS1314に従って実施したとの説明であるが、疑問点として①透水係数測定区間も帯水層内の1.0m区間、②ボーリング孔の崩壊、③ポンプの逆止弁の不備、④地下水位の急激な変動、⑤掘削孔側面とパイプとシール/パッカー(CECは密着掘りを実施との説明)、⑥算定地下水位と平衡地下水位差等々が考えられる。地下水専門の技術士のチェックを受けるよう、エイト日技に要求します。その結果の開示も求めます。密着掘り程度で管と掘削孔間の漏水は止めることが出来ない。意見書(1)S. No. 20の後段で、問題点と思われる点を列記し、エイト日技の「現場透水試験の数値算出過程をチェックしていないと報告し記載している。」ので、そのチェックを求めているのです。何故、チェックしなかったのか? 再度その回答を求めます。</p>	・参考回答書[382]のとおりです。																																				
[385]	前計画	<p>【S. No. 23】・H26-No. 1のGL-30m~37m:CECのボーリング柱状図の土質区分の「砂礫」が、エイト日技は「風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)」と変更している。CECの土質区分は小分類としているが、エイト日技は中分類とした。調査が進行してデータが収集され、中分類が小分類になるのならば理解できる。何故、中分類としたのか? CECの土質区分が誤りであったのか?</p>	・[357]④と同じ回答です。	[385-1]	<p>1. CECの土質区分が誤りであったのか? 誤りがあったが故、CECの地盤工学会の、エイト日技の地質工学会の分類としたのか? 明確な回答を求めます。CECの度腔分類は誤りであったのか? エイト日技に求めます=>Yes/Noで回答願います。Noならば、何故変更する必要があったのか、その回答を求めます。</p>	・土質区分については、参考回答書[357]④のとおりです。																																				
[386]	前計画	<p>【S. No. 37/⑩-2-5】①エイト日技が実施した「審査検討業務の報告書:頁38」に記載しているが、何故、H27/3月版の地下水調査の現場透水試験の数値算定過程(現場透水試験の全資料が掲載されている)までチェックをしなかったのか? CECの透水係数の設定に鋭い指摘を行ってきたエイト日技が、何故、チェックを中止したのか?</p>	・[382]と同じ回答です。	[386-1]	<p>1. 回答[382]は左記意見書の回答となっていない。CECの透水係数の設定に鋭い指摘を行ってきたエイト日技が、H27/3月版の地下水調査の現場透水試験の数値算定過程(現場透水試験の全資料が掲載されている)までチェックをしなかったのか? 意見書(2)S. No. 20に述べているように、「試験結果報告書をチェックする必要がある、疑問点として①透水係数測定区間も帯水層内の1.0m区間、②ボーリング孔の崩壊、③ポンプの逆止弁の不備、④地下水位の急激な変動、⑤掘削孔側面とパイプとシール/パッカー(CECは密着掘りを実施との説明)、⑥算定地下水位と平衡地下水位差等々が考えられる。H27/3月版の「回復法の現場透水試験データシート」をチェック願います。」との回答になっていない。チェックし、その結果と問題点の回答を求めます。</p>	・参考回答書[382]のとおりです。																																				

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[387]	前計画	【S.No. 37/⑩-2-5】②ボーリングH26-No. 1におけるCECの柱状図では「GL-30～-37mの砂礫層のk=6x10 ⁻⁵ cm/sオーダー、GL-39～-40m、GL-44～45mの火山灰質砂のk=1x10 ⁻³ cm/sオーダー」となっている。エイト日技は、「一般に砂礫層の透水性が高く、火山灰質土は低い」と鋭い指摘をしている。何故、その原因を追究しないのか、その理由は？	・ [357] ④と同じ回答です。	[387-1]	2. 意見書(2)S.No. 16を参照。左記の回答は意見書(1)の回答になっていない。エイト日技は、「一般に砂礫層の透水性が高く、火山灰質土は低い」と鋭い指摘をしている。その原因究明が可能となると推察されるので、数値算定過程のチェックをすべし、何故実施しなかったのか？その回答を求めます。想定される原因も推測であるが、意見書(2)S.No. 20(2)に記載している。また、別案検討調査で、地質・地下水調査、及び3次元解析が必要であると判断し、見積書に記載しているの、CEC掲載の透水係数には疑義あるのに、なぜ原因究明を実施しなかったのか大きな疑問である。その理由の回答を求めます。	・参考回答書 [382] のとおりです。
[388]	前計画	【S.No. 43/⑬-4-18】②また、エイト日技が実施した審査検討業務報告書の頁11に「2次元有限要素法による浸透流解析 P50」の審査事項に記載しているが、「透水係数確認:砂礫層2.5x10 ⁻⁴ 火山灰層1.5x10 ⁻³ で間違いないか。一般的には砂礫層の方が高く、火山灰層が低い。」と鋭い指摘を行っています。S.No. 23のコメントを参照のこと。	・ [357] ④、 [358] ⑥と同じ回答です。	[388-1]	2. ⑤5-6-35頁にある1.24x10 ⁻³ cm/sは、エイト日技の粘性土の透水係数で、CECの土質区分で砂礫層が、1.24x10 ⁻⁵ cm/sのオーダーである。一般的には、エイト日技が審査検討報告書で指摘しているように「砂礫層が高く、粘性土が低い」のが一般的である。CECが実施していた方対数の中央値の算定方法も誤りだったので、各層の加重平均とした(CEC作成の地下水関連報告書はミスだらけである)。この回答を求めます。	・参考回答書 [357] ④のとおりです。
[389]	前計画	【S.No. 43/⑬-4-18】④エイト日技が指摘したように1.24x10 ⁻³ cm/sの透水係数は砂礫～砂質層の透水係数に「近いと思うが、CECは流向流速計から求めたもの、室内透水試験はどちらも参考値であるとエイト日技の実施した審査検討報告書の中で回答している。どの透水係数が正しい値に近いのか、本来ならばエイト日技が3本のボーリング調査時に当然その検証を行うべきではなかったのか？しかしその調査結果の記載はないのか？	・ 透水係数の再検証を実施していないのは、 [380] と同じ回答です。	[389-1]	4. この指摘に基づき、エイト日技は地質・地下水調査、及び地下水三次元解析を提案したのではないのか？。何故、3本のボーリングを行っておりながら、現場透水試験を実施しなかったのか？またCEC実施の現場透水試験の数値算定過程のチェックを行わなかったのか？その理由の回答を強く求めます。また、別案検討の提案書に従って、なぜ地質調査・地下水調査、三次元解析を実施しなかったのか？回答を求めます。	・ 透水係数については、参考回答書 [380] のとおりです。 ・ 現場透水試験については、参考回答書 [382] のとおりです。 ・ 今回、三次元解析を実施していない理由は、参考再回答書 [329-1] 後段のとおりです。
[390]	前計画	【S.No. 60/5-6-17】①エイト日技の地質分類である「火山灰質土:上部」、「火山灰質土:下部」、「溝口凝灰角礫岩:上部」、「溝口凝灰角礫岩:下部」は、CECの土質区分の「火山灰層-2(Dtf2)」、「砂礫層-2(Dcg2)」、火山灰層-1(Dtf1)」、「[砂礫層-1(Dcg1)]」に相当するのか？	・ 一致するかどうかまでの確認は行っていません。	[390-1]	1. CEC作成の地盤工学会の土質区分・柱状図はやはり誤りであったので、エイト日技は地質学会の土質区分に変更したのか？再度の回答を求めます。変更したのならば、その対比表ぐらい添付願います。意見書(1)のDtf2、Dcg2、Dtf1、Dcg1はエイト日技の区分では、意見書(1)の理解で良いか？=>Yes or Noで回答願います。「No」あるならばその対比表を求めます。	・参考回答書 [357] ④のとおりです。
[391]	前計画	【S.No. 60/5-6-17】②CECが策定した浸出水を南西側方向に導水する基本計画と同様にCEC作成の土質区分にも明確な誤りがあり、エイト日技が変更されたものと理解しますが、それでOKですか？	・ [357] ④と同じ回答です。	[391-1]	2. 左記の回答[357]④は、意見書(1)の回答になっていない。CEC作成の土質区分にも誤りがあったので変更したのか？=>Yes or Noで回答願います。	・参考回答書 [357] ④のとおりです。
[392]	前計画	【S.No. 60/5-6-17】③この別案件業務にて実施した3本のボーリング調査の柱状図には、CECの分類でDtf-1上に「浅い地下水」が形成され、難透水層を形成するDtf1を貫通すると、逸水が3本共に記録されている。エイト日技は何故CECの小分類から、中分類に変更したのか？説明願います。	・ [357] ④と同じ回答です。	[392-1]	3. 左記の回答[357]④は、意見書の回答になっていない。なぜ、砂礫層を軟岩と変更したのか？	・参考回答書 [357] ④のとおりです。
[393]	前計画	【S.No. 62/5-6-25～5-6-30】・CECの土質区分は誤りであったのか？	・ [357] ④と同じ回答です。	[393-1]	1. [357]④は意見書(1)の回答になっていない。意見書(1)はCECの土質区分が誤りであったのかどうかの確認を求めています。CECの土質区分は誤りであったのか？=>Yes or Noで回答を願います。	・参考回答書 [357] ④のとおりです。
[394]	前計画	【S.No. 63/5-6-27】・表5-6-10ボーリング調査結果:CECは、土質区分を小分類にて柱状図を作成しているが、エイト日技はこの土質区分を中分類としたが、CECの土質区分は誤りであったのか？	・ [357] ④と同じ回答です。	[394-1]	1. 見解書[128]は、意見書の回答になっていない。CECの地盤工学会の分類方法が誤っており、地質工学会の分類としたと理解するが=>Yes or Noで回答を願います。「No」で、その変更した理由があるのならば、その理由の回答を求めます。	・参考回答書 [357] ④のとおりです。
[395]	前計画	【S.No. 63/5-6-27】・CECの土質区分は地盤工学会の分類に基づき小分類としていたのに、何故エイト日技は、中分類としたのか？ この表5-6-10にて地質区分でCEC実施したボーリングのコアサンプル・コア写真があれば小分類表示が出来るはずですが、非常に限定された区域には、エイト日技の実施したボーリング孔を含めて6本あり、それらのコアサンプル・コア写真もある。それなのに小分類を取って中分類にする理由はない。回答を求めます。	・ [357] ④と同じ回答です。	[395-1]	2. 見解書[128]は、意見書の回答になっていない。CECの報告書は日本の地下水の第一人者であり、地盤工学会の元副会長であられた西垣教授のチェックを受けている。その土質分類を変更するとは重大な誤りがあり、変更したものと推察する。左記意見書(1)の回答を再度もとめます。	・参考回答書 [357] ④のとおりです。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[396]	前計画	【S.No. 69/5-6-41】①浸出水が漏洩し地下水への拡散:2重の遮水シートの間にペントナイト混合土を用い、浸出水の漏水を防止するが、漏水があった場合、その漏洩がどのような拡散状況となるのか、その影響範囲を特定するために、H25年度・H26年度地下水流向等調査は、事業センター・鳥取県が環境影響調査には必要であるとの判断の下に実施している。頁5-6-41の最下段でエイト日技は「このため、本事業の実施により下流側の地下水への影響は軽微と考えられ、地下水流動及び水位低下による利水影響を与えることはないことから、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。」と結論付けている。地下水利水に関する上記結論はOKである。	・平成25年度及び26年度の調査の目的は [3 2 7] 後段と同じ回答です。	[396-1]	1. センターは産廃処分場候補地選定基準をH15年に作成し、その条件の中で候補地の下流に、既存飲用水源地・飲用水源地計画がない地区としていた。しかし、産廃計画地の下流には「小波上の泉」、米子市水道局の「福井水源地」があり、生活環境影響調査に必要であると判断し、追加地下水調査・解析を実施したものである。ただ単に住民の不安解消を目的とするとのことだが、このような報告書を誰が信じるのですか、逆に不安と材料を提供したことになります。こんなセンターに任せて大丈夫なのかと疑問視せざるを得ない。センターはセンター自身でv=kが判断できなくて、地下水の日本の第一人者である西垣教授に地下水の基本の基本であるダルシーの法則について意見聴取行ったなど信じられないことです。鳥取県には優秀な土木技師・農業土木技師・地質専門の技官が多数採用されている。また、センター理事長は、土木部次長、総務部長を務められ、県職員との太いパイプ・ネットワークがあったはずである。何故、センターは、西垣先生に相談する前に県職員に相談しなかったのか？センター理事長に回答を求めます。	・参考回答書 [3 2 7] 後段及び [3 6 0] ⑨のとおりです。
[397]	前計画	【S.No. 69/5-6-41】②しかし「深い地下水」に関する意見書(その1:S.No. 58, 68, 69も参照)に記載のような経緯があり、事業センター・鳥取県はH25・H26年度地下水流向等調査業務が必要だと判断し、事業センターはCECと直接委託契約を行い、その結果をH26年3月版、及びH27年3月版に掲載した。	・ [3 2 7] 後段と同じ回答です。	[397-1]	2. 回答[327]後段は、意見書(1)の回答になっていない。H20~22年のCECが実施した生活環境影響調査には二次元地下水解析が実施されたが、H24年4月の契約書には記載もれであった。センターはH25年6月版報告書(案)の提出直前のH25/4/8に三次元地下水解析の契約をCECと直接行い、その結果をH25年6月版報告書(案)に掲載している。環境プラントはH20年から環境影響調査には地下水解析が必要であると認識し、実施してきた。また、県・センターも、それを認識してCECと直接契約をH25/4月行い、解析結果をH25年6月版報告書(案)に掲載した。この産廃計画地は、下流に飲料水源地である「小波上の泉」、「福井水源」の上流に位置するため、生活環境影響調査の一環として、浸出水が地下水に混入した場合の影響の検証のために実施したものである。	・参考回答書 [3 2 7] 後段のとおりです。
[398]	その他	事業規模は違うが豊洲や福島原発と同じことになる。汚染問題・健康被害が出たとき、淀江町も大山観光事業も終わりとなり、県のイメージダウンから企業も住民も離れ、経済活動が低迷し、転入者も激減し、結果県の人口はさらに減少することで産地になっていくかもしれない。小規模な県であるからこそ打撃は大きくなると思う。このように未来のマイナスイメージはこの事業計画からいくらかでも想像することができる。 しかし、今ここで計画の白紙を決めれば、プラスイメージの未来像はいくらでも描ける。例えば近年懸念されている西日本太平洋側での大規模災害(南海トラフ大地震など)が起きた時のための大規模救護施設・物資供給施設などを当地につくるなど瀬戸内側からのアクセスのよさや質の良い地下水が豊富な場所であることをみても発案できる。また鳥取医大の協力や流通町の配送企業も多く可能性はどんどん広げて考えられる。いくらかでもこの国のためにできることは、鳥取県の立地から発案できるしそれによりいくらかでも関連企業を誘致することも出来るのではないだろうか。それらは鳥取県の先進イメージともなり、国からも大規模災害の救援のための補助事業として認定も可能ではないだろうか。 そもそも産廃処分場をつくるのは県の仕事ではないし、県税を使うことでもない。事業センターの人材も、もっと県民にプラスになり喜ばれる仕事に使うことができる。さらに周辺住民もそういう計画なら協力もやぶさかではないと思う。	・当処分場に起因して、イメージダウンや経済活動の低迷などがあってはならないと考えています。このため、施設整備に当たっては、3重の遮水構造、電気的漏えい検知システム及び高度な水処理施設の設置など、国基準を上回る環境保全対策を講じます。また、適切に管理運営がなされている他県の産業廃棄物最終処分場では、民家や耕作地に近接していても風評被害はないと承知しており、このような処分場の管理運営の手法も参考にして維持管理を実施します。更に、処分場運営の実態を見ていただくことにより、風評被害の発生防止に万全を期していくこととします。 ・なお、経済活動に関しては、処分場の設置が、産業廃棄物の処理先の確保を通じて県内企業の安定的な活動や健全な発展に資するとともに、新たな企業誘致につながることを期待されます。 ・事業者が活動する以上は産業廃棄物が排出されるのは不可避なことであり、これらの産業廃棄物を適正に処理することは環境保全上不可欠なことです。現在、県内の事業者は、県内に委託可能な産業廃棄物管理型最終処分場がないことから、管理型処分場で処理しなければならない産業廃棄物は県外の処分場に委託せざるを得ない状況であり、今後、県外廃棄物の搬入規制等により県外処分場への搬入が困難になるおそれがあり、事業者としてリスクを抱えている状況です。 ・県としても、廃棄物処理法の規定に基づき、産業廃棄物の適正処理のために必要と認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができるとされています。また、公共関与処分場に対しては国の支援策も講じられています。 ・センターとしては、県の支援を受けながら、環境対策に万全を期すこととしていきますので、ご理解をお願いします。	[398-1]	398) 他県の風評被害はないという処分場とは何県の何という処分場のどのような実態を参考に風評被害がでないという結論を出しているのか具体的に知りたい。 小波上の泉の上流地域を知れば、水を汲む人はいなくなると思う。近隣の人で好んでここで水くみする人を私は知らない。処分場の存在を知ることによって周囲の水に関わるもの(湧水や河川、近辺で育てられている作物など)を結びつけてしまうのが風評被害となっていく。	・風評被害の防止については参考回答書 [3 9 8] 第1段のとおりです。 ・当センターが行った他の処分場の視察や聞き取り等で風評被害の発生はお聞きしていません。
				[398-2]	企業進出の動機として調査したデータはないのか？処分場の存在が進出動機の上位にくるのか？逆に水資源は進出動機にならないのか？実際はどちらが動機として優位なのか？	・企業進出の動機の調査はしていませんが、県内排出業者等の約8割が県内に処分場が必要と回答、との県の調査結果があり、県内処分場の有無は、企業が進出する際の検討材料の一つだと考えます。 ・なお、企業が進出を検討される場合、企業の事業形態等を前提に、進出先の条件を踏まえ総合的に判断されるものであり、どのような要件が優位かは単純に比較できません。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
[399]	その他	<p>さらに、産廃処分場計画がなくなることを契機に、廃棄物処理について話し合う生産企業サミットを鳥取県で開催し、ヨーロッパの基準を取り入れた法律を鳥取県主体で国に提案して、産廃がない社会構造を研究する機関を環境大学に設置してはどうだろうか。それにともなって県条例を制定し、産廃を出さない企業努力のある企業を県内に優遇誘致することをしてはどうだろうか。それに対する補助金などこそが県税の有益な使い道ではないだろうか。</p> <p>そのためにも「水・土・大気」を正しく守っておくことが必須であり、子孫が住みよくなる未来にするための計画をたて、そのためにコンサルの技術や知識を利用する。これこそが県や市が私たちの税金をかけることである。</p> <p>以上の理由で、私は、淀江産業廃棄物最終処場の建設は将来的に鳥取県の不利益となり、鳥取県を産地に向かわせる原因のひとつとなると考えるので、断固反対する。</p>	<p>・産業廃棄物の適正処理に支障が生じないようにするため、排出量を抑制するとともに、リサイクルなどにより最終処分量を抑制することは重要なことであり、国においては、循環型社会形成推進基本法を始めとして各種法律を制定して取り組んでいると理解しています。</p> <p>・しかしながら、現状では全ての産業廃棄物のリサイクルは困難であり、産業廃棄物の適正処理のためには管理型処分場は不可欠です。</p> <p>・県においても、建設廃棄物のリサイクルの徹底、多量排出事業者に対する指導、排出事業者における4Rの推進等に取り組んでおられ、産業廃棄物のリサイクル率については、全国平均の53%を上回る76.1% (H26年度実績) と伺っています。</p> <p>・廃棄物のリサイクルに関する研究についても、県の研究機関である衛生環境研究所において、鳥取環境大学や鳥取大学産学・地域連携推進機構も含む県内の研究者の交流促進と研究活動の活性化を図ることとした「廃棄物・資源循環研究会」を運営されており、廃棄物の適正な管理及び循環型社会の構築等に関して、情報交換を行い必要に応じて共同研究が実施できる体制が構築されていると伺っています。</p>	[399-1]	399) 環境ということばを冠としている大学の先生方にストレートにお聞きしたいのは、大山の水脈上に処分場計画地を選定することをどのように考えられるかと。また、この度の環境調査報告についても見解を聞いてみたい。これも技術者会議でお願いしたい。	<p>・技術会議については、参考回答書 [327] 後段のとおりです。</p>
				[399-2]	これを書いている今も九州北部では断続的に強い雨が降っている。テレビではこれまでに経験したことのない豪雨によって家や人が流され東日本大震災の津波の後とも見まがうほどひどい状況である。これは今回の計画で想定されているゲリラ豪雨とは比べものにならない予想を超える雨量である。今の地球、日本ではこれが起こっているのが現実で、それでも呑気にオープン型だの安全安心だのといった計画を条例で通してしまえ・・というのが今のセンター、県の考えだと思われる。	<p>・本処分場では基準に基づき、米子市の過去の降雨データを用いて設計していること、また本処分場計画地は土砂災害警戒区域等に指定されておらず、現地の状況から土砂災害の危険性も見込まれないこと等から、豪雨に対応できる計画としていますが、他県の事例も参考に、豪雨等異常気象時の具体的な対応マニュアルの作成について検討することとしています。</p>
				[399-3]	この再意見も条例手続き上で「住民からの再意見をきくことで丁寧に誠意を込めて対応をしました」というためのネタとして使われ、報告書に取り込まれるだけだとわかってはいるが、負けない。絶対に負けない。計画が頓挫し白紙撤回されるまで行動する。ここが不適地と認めなさい。そして大山の神々に謝罪しなさい。このままでは人間自身が産業廃棄物として地下深くに埋められてしまうかもしれない。大山は古代から神の山なのだ。そこの最も近い里山に住まわせていただいているという神縁はおろそかにできない。守ることがここに住まう者の責任だと自覚している。私は、淀江産業廃棄物最終処分場の計画の白紙撤回を要求する。	<p>・計画地は、不適地ではないと考えています。</p> <p>・処分場建設に当たっては、参考回答書 [306] のとおりですので、ご理解をお願いします。</p>
[400]	その他	<p>2. 来年は大山開山1300年を迎える。大山開山1300年祭と大山麓での産廃を同時に進める県行政の見識が疑われる。産廃計画は直ちに中止すべきである。</p> <p>古来より山全体が「山の神」である大山は、厚い信仰の対象である。来年、「大山開山1300年」を迎えるが、大山の魅力再認識し、情報発信する絶好の機会である。県は西部総合事務所内に大山振興の実行部隊となる「大山振興室」を設置した。また鳥取県や周辺自治体など官民約40団体が昨年10月「伯耆国「大山開山1300年祭」準備委員会」を設立した。発起人の平井知事は「信仰の伝統と豊かな自然を持つ大山、全員でアイデアを出しながらPRしていきたい」と挨拶した。</p> <p>ここに住む我々は、毎日、平井知事の挨拶にあるように「信仰の伝統と豊かな自然をもつ大山」に感謝しつつ畏敬の念を持って仰ぎみる暮らしを続けている。淀江産廃を進める県・センターの計画は、開山1300年以来の最大の蛮行である。</p> <p>以上について県・センター見解を個別に求めます。</p>	<p>・来年、大山は開山1300年という大きな節目を迎えることから、豊かな自然や長い歴史を持つ大山の魅力再認識し、情報発信をする絶好の機会であることはご意見のとおりです。この機を捉え、PR等の様々な取り組みを実施されることは、地域の活性化や発展のために大変重要なことと考えます。</p> <p>・同様に、センターが計画している県内への産業廃棄物管理型最終処分場の設置についても、県の重要な課題であり、県内企業の健全な発展や企業誘致の推進、廃棄物の適正処理による県内の生活環境の保全に寄与するものであることから、引き続き整備のための取り組みを行ってきたいと考えます。</p>	[400-1]	<p>①来年は大山開山1300年を迎える。大山開山1300年祭と大山麓での産廃を同時に進める県行政の見識が疑われる。産廃計画は直ちに中止すべきである。</p> <p>②見解書の前段部分と、後段部分が繋がらず論理が破綻している。</p> <p>なお、意見書は、大山1300年祭と産廃の推進との関係についての県行政当局の見解を求めたものであり、県に対し回答するようセンターから要請されたい。またそれに対する県の対応をお知らせください。</p>	<p>・センターの考えは参考回答書 [400] のとおりですが、県へのご質問であったとのことでしたので、御意見は県にお伝えしました。</p>
[401]	その他	(3)尚、事業センターが縦覧に供しています「事業計画書」に対する意見書(その2)も提出します。別添:①意見書(その1)、及び②意見書(その2)	(3)当センターの「事業計画書」に対する意見書(その2)に対しては、それぞれ見解を述べさせていただきます。	[401-1]	(3)尚、事業センターが縦覧に供しています「事業計画書」に対するセンター作成の見解書に対する意見書(2): (その2)も提出します。別添:①意見書(2): (その1)、及び②意見書(2): (その2)	<p>・当センターの見解書及び参考回答書に対しては、それぞれ再見解、参考再回答を述べさせていただきます。</p>
				[500-1]	再意見書について、別添のとおり提出しますので、ご査収ください。なお送付いただいた文書の中に【鳥取県からのお知らせ】県の見解を求めるとご意見についてという文書が添付されていました。この文書の発信年月日、発信者の名前も不明です。センターは、この文書を誰から、いつ、だれがいかなる理由で、またいかなる経緯で受領し、意見書提出から3か月半以上も経過してから突然、当方に送付されたのか不明です。またこの文書の行政の位置づけも不明です。上記について至急ご回答ください。	<p>・県の見解を示したお知らせ文書をセンターの見解書と併せて縦覧することについて、県から平成29年6月9日付けで依頼があったものです。</p>

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
				[500-2]	①再意見書の提出を求める目的・位置づけを示されたい。これを知らせず、今回、意見を求めたのはなぜか理由を示されたい。また今回提出した意見は、いつまでにどの様に取り扱われるかそのプロセスを示されたい。	・再意見書の提出については、関係住民の皆さまの御意見に対し丁寧に対応するために、条例に規定はありませんが、独自に実施したものです。 ・再意見書については、提出された方に対して、その提出された再意見に対する再見解等を直接お返しし、全ての再見解をまとめた再見解書を見解書と同じ16箇所縦覧に供しました。
				[500-3]	②再意見書は、意見書の提出と異なり、知事に対し、意見を提出することを求めない理由を示されたい。	・条例に規定する意見書については条例の規定により、県と事業者へ提出する事とされています。一方、再意見書の提出については、センターが、関係住民の皆さまの御意見に対し丁寧に対応するために、条例に規定はありませんが、独自に実施したもので、センターへの提出のみとしたものです。なお、いただいた意見については県にお伝えしています。
				[500-4]	③意見書の提出者は、県・センターを念頭に提出のための労をとり意見を提出したものである。県が、回答する意思がないにもかかわらず、県・センターは、県に意見提出することを必須とした。いかなる理由で県に提出させたのか理由を説明されたい。これについて県・センターの見解を求め。 ・センターは、県にこの旨を連絡し県の対応をお知らせください。	・センターは条例の規定に従って手続きを行ったものであり、条例の考え方については県に御確認ください。 ・御意見は県にお伝えしました。
				[500-5]	④県は、地元説明会に職員を参加させ、回答をさせながら、文書で提出した意見書に回答しないのは一貫性がない。これについて県の見解を求め。再度、意見書に対する県の見解を求め。 ・センターは、県に上記について連絡し県の対応をお知らせください。	・御意見は県にお伝えしました。
				[500-6]	⑤県知事に意見を提出するよう最初に広告しながら、県知事が見解を示さないことを、見解書の縦覧が開始した後に、「お知らせ」の文書により間接的に意見提出者に示した。まるで意見提出者の梯子をはずした扱いである。なぜ広告の中で、予めそれを知らせなかったのかその理由を示されたい。意見書の提出から3ヶ月半以上も経過してから、しかも意見提出者に直接ではなく、間接的に知らせたのは誠実さに欠ける傲慢な姿勢である。なぜ県は、このような取り扱いをしたのかその理由を示されたい。 ・センターは、県にこの旨を連絡し県の対応をお知らせください。	・御意見は県にお伝えしました。
				[500-7]	⑥県は、県廃棄物審議会に見解書について正式に提出する前に、意見を聞いた。なぜこのような措置を講じたのか理由を説明されたい。これはあたかも試験の回答を予め採点者に示し、採点者の伝授を受けた後に合格できる答案を作成の上、提出するもので、癒着であり、カンニングであり、八百長である。県廃棄物審議会は、公正性・中立性が保たれないまやかしであることが判明した。また審議会の会長は、「国内でここまで高度な管理が計画された処分場はない。住民に理解してもらえぬ工夫を」と述べたと報道されている。これでは県廃棄物審議会は、産廃推進の組織であり、地元住民の意見について真摯に受け止めるものではなく、また厳重な審議は期待できるものではないことが明瞭となった。これについて県・センターの見解を示されたい。	・県は、センターから提出された見解書が条例に沿った整理がされているか、意見に対する見解が示されているかについて、審議会の意見を聞くため審議会を開催されたとお聞きしています。 ・御意見は県にお伝えしました。
				[500-8]	また、県は、県廃棄物審議会に正式に見解書を提出する前に、見解書について県廃棄物審議会の意見を聴取したならば、県廃棄物審議会は、意見提出者のヒアリングを実施しなければ公正・公平ではない。必ず意見提出者のヒアリングを実施すべきである。これについて県・センターの見解を示されたい。 ・センターは、上記について県に連絡し県の対応をお知らせください。	・この度の審議会の開催目的は参考再回答書[500-7]のとおりとお聞きしています。 ・御意見は県にお伝えしました。
				[500-9]	・なお、県廃棄物審議会の傍聴手続きについて示されたい。	・審議会を所管する県にお尋ねください。
				[500-10]	⑦県は、中立の審査が期待できる県環境審議会に事業計画を諮問し、その答申を受ける必要がある。これについて県・センターの見解を示されたい。 ・センターは、上記について県に連絡し県の対応をお知らせください。	・条例手続の中で事業計画について県廃棄物審議会へ諮問するかどうかについて、センターはコメントする立場にありません。 ・御意見は県にお伝えしました。
				[500-11]	⑧意見書で述べた意見について、的外れの見解や見解の記述漏れが随所にある。文書のやりとりでは真意が伝わらない。センターの見解について説明会を開催されたい。説明会の開催は公開が望ましい。これについて県・センターの回答を示されたい。	・意見書に対する見解書について意見がある場合は再意見の提出をいただいております。再意見に対しては再見解書を示していますので、説明会の開催までは考えていません。 ・御意見は県にお伝えしました。
				[500-12]	見解書が7日間縦覧されましたが、この7日間にどれだけの住民が見られたのでしょうか。膨大な見解書を一人の人が見ていれば次に見たい人は出直さなければなりません。そのような配慮はされていたのでしょうか。そのことを考えれば7日間は短すぎます。	・条例の規定により7日間縦覧したものです。 ・縦覧は見解書の周知が図られるよう、事業計画書を縦覧した16ヶ所で行っており、この縦覧の他にもセンターのホームページへの掲載等も行い周知を図りました。

参考回答書番号	分類	意見	回答	参考再回答書番号	再意見	再回答
				[500-13]	また、再意見書の提出を縦覧開始から3週間と設定されていますが、見解書を読み、再意見を書くにはこれも短すぎ、意見書の提出と同じ42日間とすべきです。	・提出期間は、条例で規定する事業計画書に対する意見書の提出期間が、実質、事業計画書の縦覧終了後14日間であることから、これを参考に設定したものです。
				[500-14]	この意見書に対しても当然縦覧されないと、住民は意見のやり取りを見て理解することはできませんので縦覧をお願いします。	・再見解書は見解書と同じ16ヶ所で縦覧に供しました。
				[500-15]	<<鳥取県知事への要請>> 第2次意見書は、第1次意見書と異なり知事及びセンター理事長宛て提出することになっていましたが、今回はセンター理事長宛てのみになっており、第1次意見書と宛先が異なるのは、何故かその理由を示して下さい。	・御意見は県にお伝えしました。 ・意見書の提出先については、参考再回答書[500-3]のとおりです。
				[500-16]	センターは、H26年4月以降、住民側からの度々(公文で9回、口頭要請は多数)技術会議の開催を要求するも、全く開催していない。CECの報告書・エイト日技の報告書に対する技術会議を開催するよう、知事がセンター理事長を指導されるよう強く要請します。	・御意見は県にお伝えしました。
				[500-17]	意見書で述べた意見について、意見書の真意が理解されず見解の内容が的外れであったり、記述漏れが随所にあります。文書のやり取りでは真意が伝わりたいので、センターの見解書について説明会の開催を公開で実施するようセンター理事長に要請して頂くようお願いします。	・御意見は県にお伝えしました。
				[500-18]	廃棄物審議会は公正・中立が保たれるべき審議会であるはずですが、H29/6/8の新聞報道によると、審議会会長は「国内でここまで高度な管理が計画された処分場ない。住民に理解してもらえぬ工夫を」と述べたと報道された。センター／県は、公正・中立であるはずの廃棄物審議会に、模範解答を求めて、試験前に採点者へ模範解答となるよう指導しを受け、採点者の模範解答を作成してもらったカニングである。ここで明確になったことは、廃棄物審議会は、産廃設置の推進派であり、関係住民の意見書を真摯に受け止めるのではなく、公正・中立な審議を期待できるものではないことが明確となりました。 従い、廃棄物審議会でなく、公正・中立な鳥取県環境審議会にて「事業計画」を諮問し、その答申を受けるよう要請いたします。	・御意見は県にお伝えしました。